

令和 2 (2020) 年度

国の施策等に関する提案・要望



とちぎのお米



栃木 i W1 号

令和元(2019)年6月

栃 木 県



提 案 ・ 要 望

栃木県政の推進に対しまして、日頃から深い御理解と温かい御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、「令和」の時代を迎え、希望に満ちた明るい時代となりますことを切に願っているところです。

さて、我が国は、急速に進行する人口減少社会の到来、グローバル化による国際競争の激化など、国と地方が一体となり乗り越えていかなければならない重要な課題に直面しています。

とりわけ、依然として続く東京圏への人口流出は、地域の活力を低下させ、地域社会の崩壊につながりかねない事態となっています。このような状況を打破し、将来にわたって地域の活力を維持していくため、国と地方は連携・協力を一層強めて、地方創生の実現に向け、人口の東京一極集中の是正と地方への新たな人の流れの創出に更に取り組んでいかなければなりません。

このため、本県では、最終年度を迎える県版まち・ひと・しごと創生総合戦略である「とちぎ創生15戦略」の総仕上げを行うとともに、4年目となる栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」に基づき、人づくりや産業の活性化をはじめとした各種施策を積極的に展開しております。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に積極的に貢献し、大会開催に伴う様々な効果を地域の活性化に結び付けていくとともに、その2年後に本県で開催する「いちご一会とちぎ国体」「いちご一会とちぎ大会」を更なる発展を遂げる絶好の機会ととらえて着実に準備を進めるなど、「人も地域も真に輝く 魅力あふれる元気な“とちぎ”」の実現を目指して参ります。

この「令和2(2020)年度国の施策等に関する提案・要望」は、新たな制度の創設や施策の推進、必要な財政措置など、地域の課題を解決するため是非とも御協力いただきたい事項についてとりまとめたものです。提案・要望の内容を十分に御理解いただき、国の予算編成や施策の決定に反映されるようお願い申し上げます。

令和元(2019)年6月

栃木県知事 福田 富一

目 次

◇次代を拓く人づくり、健康で安心な暮らしのために

1	子ども・子育て支援施策等の充実・強化について (内閣府・文部科学省・厚生労働省) 【一部新規】	1
2	障害者への支援の充実について (厚生労働省) 【一部新規】	2
3	地域医療確保対策について (厚生労働省・文部科学省) 【一部新規】	3
4	介護人材の確保対策等について (厚生労働省) 【一部新規】	5
5	きめ細かな指導ができる教育環境の整備について (文部科学省)	6
6	特別支援教育に係る環境の整備・充実について (文部科学省)	7
7	小・中学校及び高等学校における教育相談体制の充実について (文部科学省)	8
8	公立学校施設の整備促進に係る施策の充実について (文部科学省)	9
9	外国人材の受入れと多文化共生施策について (法務省・総務省・文部科学省) 【新規】	10

◇地域資源を生かし成長するために

10	農業の成長産業化や農村地域の防災・減災力の向上に向けた農業農村整備事業の安定的な財源確保について (農林水産省) 【一部新規】	12
11	畜産クラスター構築及び食肉処理施設の再編合理化のための事業継続と財源確保について (農林水産省)	13
12	経営所得安定対策等の充実及び制度の恒久化について (農林水産省)	14
13	野生鳥獣被害防止対策への支援及び新技術研究・開発の強化について (農林水産省・環境省)	15
14	森林経営管理制度の実施に当たっての適切な支援措置の実施について (総務省・農林水産省) 【一部新規】	17
15	林業・木材産業の成長産業化に不可欠な木造・木質化推進について (農林水産省・国土交通省) 【一部新規】	18
16	地籍調査の推進について (国土交通省)	19
17	リサイクル産業の理解促進と高度なりサイクルの推進について (環境省)	20
18	よろず支援拠点の継続設置について (経済産業省)	21

◇安全で快適な生活のために

19	大規模災害対策の推進について (内閣府・総務省) 【一部新規】	22
20	安全・安心な県民生活を支える社会資本の整備・保全について (財務省・国土交通省) 【一部新規】	24
21	河川・砂防事業の推進について (国土交通省) 【一部新規】	26
22	住宅・建築物の耐震化の推進について (国土交通省)	28
23	高規格幹線道路の機能強化について (国土交通省)	29
24	地域高規格道路の整備について (国土交通省)	31

25	直轄国道の整備等について（国土交通省）	33
26	公共交通ネットワークの維持・充実について（国土交通省）	35
27	ダム事業の着実な推進及び生活関連事業の実施について（国土交通省）	38
28	高校生の山岳事故防止対策等の充実・強化について（文部科学省・国土交通省）	39
29	地方消費者行政の安定的な推進について（内閣府）【一部新規】	40
30	安定型最終処分場の許可基準について（環境省）	41
31	クビアカツヤカミキリ防除対策の支援について（農林水産省・環境省）【新規】	42

◇輝く地域づくりのために

32	地方大学の振興への支援について（内閣官房・文部科学省）	43
33	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた支援について（内閣官房・文部科学省）	44
34	国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会開催に向けた財政支援等について （文部科学省）	46
35	国民体育大会の開催等を踏まえた運動施設の整備等について （国土交通省・文部科学省）	48
36	日光国立公園の魅力アップについて（環境省・国土交通省）	49
37	国際観光旅客税の地方への配分について（国土交通省・環境省）	50

◇原子力災害からの復興のために

38	放射性物質に汚染された廃棄物等の処分について（環境省・厚生労働省・農林水産省）	51
39	地域の実情を踏まえた除染対策の推進について（環境省・農林水産省）	53
40	原木しいたけ等の復興への支援について（農林水産省）	55
41	農産物及び加工食品に関する輸出環境の整備について （農林水産省・厚生労働省）【一部新規】	56

◇新たな自治の基盤づくりのために

42	地方創生及び地方分権改革の推進について（内閣官房・内閣府・総務省）【一部新規】	58
43	地方税財源の充実・強化について（総務省）	60
44	地方税制度の見直しについて（総務省）【新規】	62
45	国会等移転の促進等について（国土交通省・内閣府）	64

（注）【新規】：前年度に提案・要望していない事項

【一部新規】：提案・要望の細目として新しい部分加わる事項

【1】子ども・子育て支援施策等の充実・強化について

所管省庁：内閣府 子ども・子育て本部
文部科学省 初等中等教育局
厚生労働省 子ども家庭局
保 険 局

次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう、子ども・子育て支援施策等の充実・強化を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 子ども・子育て支援新制度の推進に当たっては、保育所や認定こども園を増設するなどの量の拡充や、そのために必要な保育士や幼稚園教諭を確保するなどの質の向上を図るため、必要となる財源の確保を確実に行うこと。
また、幼児教育・保育の無償化の推進に当たっても、地方負担分も含めた必要な財源の確保を今後も確実に行うこと。
- 2 未就学児から就学児へと切れ目なく子育て家庭を支援するため、放課後児童クラブへの支援制度を拡充すること。
- 3 子ども一人ひとりにきめ細かな対応ができるよう、児童養護施設等の措置費における職員配置基準を引き上げるとともに、児童相談所の職員配置について十分な財政措置を講じ、さらに児童福祉施設整備に要する支援制度を拡充すること。
- 4 子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を全て廃止するとともに、子ども医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

【提案・要望の理由】

- 少子化の進行が国民生活全般に大きな影響を及ぼす重大な課題となっている中、子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化の推進に当たって、教育・保育の量的拡充と質的向上を図るため、十分な財源が確保される必要があります。
- また、いわゆる「小1の壁」が拡大し、仕事と子育てを両立できる環境づくりが一層重要となることから、放課後児童クラブの整備促進と利用料無償化などの経済的負担の軽減を図る必要があります。
- さらに、援護を必要とする児童については、児童相談所などの関係機関が連携して地域における相談支援体制を強化していくとともに、その受け皿となる社会的養護体制の充実を図る必要があります。
- 市町の状況に左右されずに、子どもの疾病の早期発見・早期治療の促進と、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、国の責任において医療費助成制度を構築する必要があります。

〔 県所管部課：保健福祉部 こども政策課 〕
〔 国保医療課 〕

【2】障害者への支援の充実について

所管省庁：厚生労働省 社会・援護局
保 険 局

障害者が必要な支援を受けながら、地域において健やかに安心して暮らすことができる環境づくりに対し、十分な支援措置を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 重度心身障害者の自立と社会参加が促進されるよう、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。
- 2 障害者や障害児に対し、適切な処遇やサービスを提供するため、報酬制度の柔軟な運用など、働き方改革関連法に基づく必要な休暇の付与等にも対応した人材確保対策を講じること。

【提案・要望の理由】

- 1 重度心身障害者医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止
 - 重度心身障害者を対象とした医療費助成事業については、市町村が重度心身障害者の健康の保持・増進等を図る観点から実施する助成事業に対し、都道府県が助成を行っているところです。
 - しかしながら、国では、現物給付方式による医療費助成の取組については、受診者の増加に伴う医療費の増加分は自治体が負担すべきとして、国民健康保険の国庫負担を減額する措置を講じています。
 - 現物給付方式は、傷病の早期発見や迅速な対応につながり、重度心身障害者の自立と社会参加を促進するものであることから、国は地方と一体となって拡充強化を図っていくべきであり、自治体が行う重度心身障害者医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止するよう要望します。
- 2 働き方改革関連法施行に伴う人材確保対策及び報酬制度の柔軟な運用
 - 障害福祉サービス事業所等においては、夜勤、宿直などの変則勤務がある中、自傷他傷を伴う強度行動障害など様々な障害特性のある利用者に対し、適切な処遇を提供する必要があります。
 - このような中、従事者に、平成31（2019）年4月1日から順次施行される働き方改革関連法に基づき必要な休暇を職員に付与などを行うと、職員配置が手薄になり、利用者処遇の質の低下が懸念されます。
 - このため、処遇改善加算制度の柔軟な運用など、働き方改革関連法の規定にも対応した人材確保対策を要望するものです。

県所管部課：保健福祉部 障害福祉課
国保医療課

【3】地域医療確保対策について

所管省庁：厚生労働省 医政局
文部科学省 高等教育局

県民の日常生活に欠かせない地域医療を確保するため、医師不足の改善等に向け、抜本的な対策を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 国において開催されている「医療従事者の需給に関する検討会」等における議論を踏まえ、都道府県が策定する医師確保計画が、地域の実情を反映した実効性のあるものとなるよう、また計画策定後の医師確保対策が効果的なものとなるよう支援の充実を図ること。
- 2 平時はもとより、災害時における地域医療提供体制の確保を図るため、必要とする医療機関を対象として医療施設・設備の整備を促進するなど、医療提供体制の整備に対する支援の充実を図ること。

【提案・要望の理由】

- 本県では、医学部入学者への地域枠の設置や、産科、小児科、さらには麻酔科、整形外科を希望する医学生を対象とした修学資金貸与制度などにより、医師不足の解消のために各種の施策を展開して参りました。しかしながら、医師の人材確保については、広域的又は全国レベルでの調整が必要と考えられ、本県のみでの対応には限界があります。
- そこで、現在国において開催されている「医療従事者の需給に関する検討会」における議論を踏まえ、都道府県が策定する医師確保計画が実効性を伴うものとなるよう支援の充実を求めるものです。特に、医師偏在指標を用いた区域の設定では、不足感など地域の実情を適切に反映したものであるよう、また隣接区域との較差により、施策が異なることで混乱が生じることのないよう配慮を求めるものです。
- 医師の不足や地域偏在は、医療従事者の働き方改革等とも密接に関連し合うものです。「医師の働き方改革に関する検討会」の動向や地域の実情を勘案した上で、診療科偏在の議論の整理と施策も併せ、医師確保計画で目指す将来時点における必要医師数の確保が達成できるよう、有効な施策と着実な実施について支援の充実を求めるものです。
- また、東日本大震災をはじめ近年多発する自然災害等を踏まえ、平時はもとより、災害時においても地域における医療機能を維持し、救急患者の受入れ等に支障が生じることのないよう万全の対策を講じておく必要があります。

については、必要とする全ての救急・周産期医療機関を対象として医療施設の耐震化や自家発電設備等の整備、有床診療所等を対象としたスプリン

クラーの施設整備の促進を図るなど、医療提供体制の整備に対する支援の充実を求めるものです。

[県所管部課：保健福祉部 医療政策課]

【4】介護人材の確保対策等について

所管省庁：厚生労働省 社会・援護局
保 険 局

安定的な介護人材の確保と介護職員が安心して働くことができる職場環境を整備するため、介護人材確保対策事業の充実・強化を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 介護人材の安定的な確保・定着を図るため、介護人材に対する更なる処遇改善に引き続き取り組むこと。
- 2 介護人材の確保に当たっては、介護職の正しい理解とイメージアップを図るため、国を挙げて積極的に取り組むこと。
- 3 外国人材が介護現場に参入しやすい環境を整備するとともに、働きやすい環境で定着が図られるよう、事業所の受入れ体制の整備に対する支援の充実を図ること。

【提案・要望の理由】

- 介護人材の処遇については、これまでの介護報酬の改定により、賃金の改善が図られたところですが、競合他産業との賃金差をなくし、介護人材の安定的な確保・定着を図るためには、引き続き処遇改善に取り組む必要があります。
- 介護職は、超高齢社会を支える重要な職業であるにも関わらず、「重労働で低賃金」というイメージがあることから、新たな人材の参入を妨げる要因の一つとなっているため、全国的なイベントや政府広報、教育の場において、介護の仕事の役割と重要性、魅力等を伝える事業展開など、国を挙げた取組が必要です。
- また、出入国管理及び難民認定法等の改正を受け、平成31(2019)年4月、新たな在留資格である「特定技能」が創設されたことから、外国人材の介護現場への参入をより一層促進し、外国人が安心して暮らし、働けるよう、国の責任において受入れのための総合的な対策を講じる必要があります。

〔県所管部課：保健福祉部 高齢対策課〕

【5】きめ細かな指導ができる教育環境の整備について

所管省庁：文部科学省 初等中等教育局

きめ細かな生徒指導や学習指導、給食管理の徹底や食育の推進等を実現するための人材確保の観点から、「義務教育標準法」の改正や加配教員の増員を図ること。併せて、必要な財源を確保すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 全国的な教育水準を確保するため、国の責務として、「義務教育標準法」の改正により、小学校第2学年以降への35人以下学級等の少人数学級の拡大を早急を実現するとともに、学校教育上の様々な課題に対応するため、少人数指導や小学校英語専科指導などの加配教員の増員及び必要な財源を確保すること。
- 2 栄養管理、食育の推進、異物混入の防止を含めた衛生管理の徹底及び食物アレルギーを有する児童生徒や肥満傾向児へのきめ細かな対応等を行うため、栄養教諭及び学校栄養職員の定数の標準を見直すとともに、栄養教諭等の加配教職員定数を改善し、増員を図ること。

【提案・要望の理由】

- 学習指導要領の円滑な実施や生徒指導及び学習指導の充実等に対応するための教職員の配置が求められています。
- 全国的な教育水準を確保するためには、「義務教育費国庫負担法」に基づき、国の責務において、少人数教育を実施できるよう財源を確保する必要があります。とりわけ、少人数学級については、継続的な実施が不可欠であることから「義務教育標準法」の改正による実現を要望します。
- 本県としては、これまでも加配教員の活用により、少人数指導の充実や、各学校における課題の解決に向けて取り組んできたところですが、今後も、その方向性を堅持し、推進していくためにも、国において加配教員の増員を図ることを要望します。
- また、栄養教諭等の担う職務が広がりを見せており、重要度も増している中、現行の「義務教育標準法」における定数の標準では、栄養管理、食育の推進、異物混入の防止を含めた衛生管理の指導の徹底を十分に行えない状況にあります。
- 共同調理場が多数校に配食している場合、一人の栄養教諭等が担当する学校が10校を超えるケースがあります。
- さらに、栄養教諭等未配置校においても、食物アレルギーや肥満、偏食等について、児童生徒へのきめ細かな対応が求められており、これらことから、「義務教育標準法」を改正し、栄養教諭等の定数の標準の見直し並びに加配教職員定数の改善による栄養教諭等の増員を図る必要があります。

県所管部課：教育委員会事務局 学校安全課
義務教育課

【6】特別支援教育に係る環境の整備・充実について

所管省庁：文部科学省 初等中等教育局

発達障害を含む障害のある児童生徒に対する適切な支援を行うために、特別支援学級の学級編制の標準の引下げ、通級による指導を担当する加配教員の増員及び特別支援教育コーディネーターの専任化を図るとともに、看護師の配置に必要な財政的支援の充実を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 「義務教育標準法」の改正による特別支援学級の学級編制の標準の引下げ、通級による指導を担当する加配教員の増員及び特別支援教育コーディネーターの専任化を図ること。
- 2 医療的ケアの必要な児童生徒に対する適切な支援を行うため、看護師の配置に必要な財政的支援の充実を図ること。

【提案・要望の理由】

- 現在、特別支援学級に入級している児童生徒は、障害の状態が多様化・重度化していることから、学級編制の標準を引き下げ、一人ひとりに合った適切な対応を行うことが必要となってきました。
また、通級による指導を担当する教員の基礎定数化が進められておりますが、山間部の学校や小規模校への対応など「通級指導教室」をより柔軟に開設できるような人員配置をするためにも、加配教員がこれまで以上に必要となります。
さらに、小・中学校等の特別支援教育コーディネーターについては、特別支援学級担任等と兼務せざるを得ない状況にあります。そこで、発達障害児等への指導体制をより一層充実させるために、「義務教育標準法」に位置付けた上で専任化を図ることができるよう、教員配置に係る措置を講ずることが必要不可欠です。
- 特別支援学校等においては、酸素吸入や人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが求められております。医療的ケアの多くは看護師等の医療関係者しか対応できないものであることから、医療安全を確保するため、現在、国の事業として実施されている「切れ目ない支援体制整備充実事業（医療的ケアのための看護師配置）」の更なる拡充など、看護師の配置に必要な財政的支援の充実が必要です。

県所管部課：教育委員会事務局 特別支援教育室
義務教育課

【7】小・中学校及び高等学校における教育相談体制の充実について

所管省庁：文部科学省 初等中等教育局

学校教育相談体制の充実のため、小・中学校及び高等学校におけるスクールカウンセラー等の配置の拡充に向け、財政的支援の充実を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 小・中・高等学校全体を通じた教育相談体制の充実のため、スクールカウンセラー等の配置の拡充に向け、財政的支援の充実を図ること。

【提案・要望の理由】

- 現在、いじめや暴力行為、不登校、高等学校の中途退学など、児童生徒が抱える様々な不安や悩みを解決していくための教育相談の重要性は、ますます高まる状況にあります。
- こうした中、国はスクールカウンセラーの中学校への全校配置や生徒指導上の課題を抱える学校への週5日相談体制の導入、小学校への通常配置に加え、小中連携型配置の拡充、貧困・虐待対策としての加配や不登校支援のための配置など、配置拡充への施策を示しております。
- 本県においても、厳しい財政状況の中、国の事業を活用してスクールカウンセラー等の配置を含め、児童生徒の問題行動等の解消に向けた様々な施策を展開し、未然防止や早期発見、早期解決を図っているところです。
- しかしながら、小・中学校においては、1校当たりの勤務時間数の確保に課題があること、また、高等学校においては、配置が限定的であることなど、各学校のニーズに沿うには十分とはいえない状況であります。
- 学校における教育相談の重要性に鑑み、本県で実施している「スクールカウンセラー等活用事業」において、小・中・高等学校全体を通じた教育相談体制の充実のため、スクールカウンセラー等の配置の拡充に向け、財政的支援の充実が必要です。

県所管部課：教育委員会事務局 義務教育課
高校教育課

【8】 公立学校施設の整備促進に係る施策の充実について

所管省庁：文部科学省 大臣官房
文教施設企画・防災部

地域の実情に応じた計画的な公立学校施設整備が促進されるよう十分な財源を確保するとともに、老朽化対策事業等、学校施設の環境改善について、国庫負担制度等の拡充を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 老朽化対策事業や教育課題等に対応するため、環境改善等の各種事業について、令和2(2020)年度当初予算において、各自治体が計画したとおりに事業を推進することができるよう、十分な財源を確保すること。
- 2 大規模改造事業について、改修部位ごとに対応できるよう補助対象事業の適用範囲を拡大するなど、国庫負担制度の拡充を図ること。
- 3 公立高等学校の老朽化対策事業等に対し、起債措置等の財源支援措置の拡充を図ること。

【提案・要望の理由】

- 令和元(2019)年度当初予算は国土強靱化関連予算を合わせた総額が平成30(2018)年度当初予算を大きく上回り、防災・減災対策の推進を重点化していますが、国土強靱化関連予算以外は平成30(2018)年度当初予算よりも減額となっています。喫緊の課題である老朽化対策への影響が懸念される中、校内LAN整備など教育課題等に対応するための事業の見直しがされました。
- 地方財政が厳しい中、必要な学校施設整備を計画的に推進するためには、関係省庁の調整・連携を適切にいただき、各自治体を実施する施設整備に必要な財源を、当初予算において十分に確保することが必要不可欠であり、これを強く要望します。
- また、大規模改造事業について、屋上防水等の単体工事や部分改修は補助対象外であり、老朽化の進行や市町の財政状況に応じた効果的・効率的な対策を進めていく上で、これらも補助対象とするよう要望します。
- あわせて、公立高等学校においても、老朽化対策等は小中学校と同様に今後の大きな課題であり、計画的な改修を着実に進めていくためにも、起債措置等の財源支援措置の拡充を要望します。

〔県所管部課：教育委員会事務局 施設課〕

【9】外国人材の受入れと多文化共生施策について

所管省庁：法 務 省 出入国在留管理庁
総 務 省 自 治 行 政 局
文部科学省 初 等 中 等 教 育 局

新たな在留資格である「特定技能」による外国人労働者の受入れ拡大を契機に、外国人全般の受入れ方針や多文化共生施策に係る総合的な方針を策定するとともに、外国人児童生徒に対する指導・支援体制の整備を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 外国人の受入れ方針や多文化共生施策に係る総合的な方針を新たに策定し、関係者の役割を明確にした上で、国民に周知を図ること。
- 2 全ての外国人が安全・安心に暮らすための環境整備を、国が主体となっていくととも、地方自治体が行う施策に対する財政措置を講ずること。
- 3 全ての外国人に日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みを、国が主体となって構築すること。
- 4 日本語指導の充実を図るため、義務標準法の規定に基づいた「日本語指導を行う教員に係る基礎定数化」による改善について進捗を上げて実施すること。

【提案・要望の理由】

- 本県では海外展開を目指す企業等の人材確保支援のため、外国人留学生等のグローバル人材と企業とのマッチングを実施しています。一方、製造業や農業など人手不足に悩む分野において、技能実習生などの外国人の活用が進んでおり、更に、今年4月に新たな在留資格「特定技能」が創設されたことから、今後ますます外国人労働者が増加することが想定されます。
- 外国人材の活用は、地域経済の持続的発展のためには意義を持つものがありますが、一方で外国人が地域社会において日本人と共に生活していくためには、多文化共生の社会づくりへの取組が重要です。
- このため本県では、企業や業種ごとの団体を構成員とする「とちぎ外国人材活用促進協議会」を6月に設立し、外国人材の適切な活用と受入れについて関係者が協議し、情報共有を図ることとしたところです。
- 自治体における多文化共生の取組の指針については、平成18(2006)年に総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を策定しましたが、今回の制度改正をはじめ外国人を取り巻く状況が大きく変化していることから、国において中長期的な視点に立った外国人の受入れ方針や多文化共生施策に係る総合的な方針を新たに策定し、国や自治体、受入れ企業、外国人支援機関等全ての関係者の役割を明確にするとともに、国民に対し丁寧に説明する必要があると考えます。

- また、全ての外国人が安全・安心に働いて生活するためには、多言語による行政、生活、防災、医療、保健、福祉などの情報やサービスの提供が必要となるため、これら環境整備を国が責任を持って行うとともに、自治体が行う施策に対する財政措置を早期に求めるものです。
- さらに、全ての外国人が自立した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解促進のため、日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みを構築する必要があります。
- 本県の公立学校においては、日本語指導を要する外国人児童生徒のうち、特別の教育課程による日本語指導を受けていない外国人児童生徒が2割以上いるという実態があり、外国人児童生徒の人数に応じた教員等の数を確保することが必要不可欠となっています。

〔 県所管部課：産業労働観光部 国際課
教育委員会事務局 義務教育課 〕

【10】農業の成長産業化や農村地域の防災・減災力の向上に向けた農業農村整備事業の安定的な財源確保について

所管省庁：農林水産省 農村振興局
生産局

農業の成長産業化や農村地域の防災・減災力の向上を図るためには、農業農村整備事業の着実な推進が不可欠であるため、必要な財源措置を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 担い手への農地利用の集積・集約化や園芸作物の導入拡大に向けた生産基盤の整備を推進するため、必要な財源を確保すること。
- 2 新たに選定された防災重点ため池を中心とした防災・減災対策を迅速に推進するため、必要な予算を確保すること。

【提案・要望の理由】

- 人口減少に伴う国内消費の減少や農業の担い手の高齢化、T P P 11 や日 E U ・ E P A の発効による国際化の進展など農業・農村を取り巻く情勢が大きな変革の時を迎える中、本県においては、農業を力強い成長産業へと進化させていくため、「園芸大国とちぎづくり」を掲げ、水田を活用した土地利用型園芸の生産拡大を積極的に推進しています。
- この実現のためには、農地中間管理機構と連携した担い手への農地集積・集約化や園芸作物の導入拡大に向けた農地の大区画化・汎用化などの生産基盤整備に加え、I C T 等を活用した水管理システムや地下かんがいシステム等の省力化技術の導入を着実に推進する必要があります。
- また、頻発する異常気象を踏まえると、新たな防災重点ため池を中心とした農業水利施設の適切な維持・補強や緊急時の迅速な避難行動につなげる対策などの防災減災対策を速やかに実施する必要があります。
- しかしながら、農業農村整備事業に係る国の当初予算は、平成 22(2010)年度に大幅に削減され、その後徐々に回復しているものの、臨時・特別の措置を加えた令和元(2019)年度当初予算においても、削減前の 86%程度と厳しい状況にあり、計画的な事業執行に支障が生じています。
- このため、農業の成長産業化や農村地域の防災・減災力の向上に不可欠な農業農村整備事業の計画的な推進に向けて、国の当初予算段階における安定的な財源確保を要望するものです。

県所管部課：農 政 部 農村振興課
畜産振興課
農地整備課

【11】畜産クラスター構築及び食肉処理施設の再編合理化のための事業継続と財源確保について

所管省庁：農林水産省 生産局

畜産・酪農の収益力を強化するための畜産クラスター構築及び食肉の処理・加工コストの縮減を図るための食肉処理施設の再編合理化に、必要な補助事業の継続と財源の確保を行うこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 畜産・酪農の収益力強化のため、畜産クラスター構築に必要な事業を中長期的に継続するとともに、必要な財源を確保すること。
- 2 食肉の処理・加工コストの縮減を図るため、食肉処理施設の再編合理化により廃止される施設の解体・撤去など廃棄に対する支援を継続し、必要な財源を確保すること。
- 3 これらについて、計画的な事業執行が行えるよう、令和2(2020)年度以降は当初予算で確保すること。

【提案・要望の理由】

- 国際化に対応した畜産経営の確立に向けては、畜産・酪農経営体の収益力を強化するとともに、安全安心な食肉の安定供給や畜産物の輸出拡大が求められており、畜産クラスターの構築や食肉処理施設の再編整備が必要となります。
- 畜産クラスターの構築については、本県においても平成30(2018)年度までに19協議会が施設整備に取り組んでおりますが、更なる生産基盤の維持拡大を図るため、今後とも国の支援が必要です。
- また、食肉処理施設については、本県では、現在、国庫補助事業を活用して県内の3つの食肉センターを再編統合した新たな食肉センターを、令和元(2019)年度の完成に向けて整備しているところですが、再編に伴う食肉処理施設の廃棄は、新施設の整備と一体的に進められるものです。このため、既に廃止された1か所については、国庫補助事業を活用して解体・撤去を実施しているところであり、今後予定している残りの2か所の廃棄に当たっても、相当の費用を要することから、国の支援が不可欠です。
- 国の支援は、TPPや日EU経済連携協定関連対策として平成27(2015)年度補正予算から強化されておりますが、これらの影響が懸念される畜産においては、競争力の強化をさらに加速化させる必要があります。また、補正予算による対応では、事業開始時期の予定が立たず、計画的に事業の推進を行うことが困難となります。
- そこで、畜産クラスターの構築及び再編合理化により廃止される食肉処理施設の廃棄に必要な補助事業の継続と、十分な予算の確保、当初予算への計上を要望するものです。

〔県所管部課：農政部 畜産振興課〕

【12】 経営所得安定対策等の充実及び制度の恒久化について

所管省庁：農林水産省 政策統括官

食料の安定供給や国土・環境の保全面で重要な役割を担っている水田農業が将来にわたって持続的に発展するよう、需要に応じた米の生産の推進、経営所得安定対策等の充実に必要な財源確保と制度の恒久化を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 農業の担い手の高齢化が進むとともに、人口減少等に伴い主食用米の消費が減少する中で、水田農業が将来にわたって持続的に発展し、食料の安定供給や国土・環境の保全面で重要な役割を担っていけるよう、需要に応じた米の生産の推進、農業者の経営安定に向けた経営所得安定対策等の充実に必要な財源確保と制度の恒久化を図ること。

【提案・要望の理由】

- 国の新たな食料・農業・農村基本計画では、「米政策改革の着実な推進」、「飼料用米等の戦略作物の生産拡大」など、需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革を進めることとしております。
- 特に、米政策改革については平成 30(2018)年産から、行政による生産数量目標配分に頼らずとも、需要に応じた主食用米の生産が行われるよう環境整備が進められているところです。
- また、食生活の変化や人口減少等に伴い米の消費が減少傾向にある中、水田を有効に活用し、農業経営者の経営安定化を図るためには、飼料用米等の戦略作物への転換促進や、水田フル活用ビジョンに基づき、特色ある産地を計画的に育成するなどの対応が求められているところです。
- こうした中、農業経営者等がきめ細かい需給・価格情報や販売進捗・在庫情報の提供などを受け、自らの経営判断により、需要に応じた米の生産を円滑に行うことが可能となるような実効性のある仕組みの構築が必要となっています。
- そこで、国においては、米の需給情報に関する的確で迅速な情報提供を行うとともに、飼料用米等の戦略作物や地域の特色ある作物の生産に農業経営者が安心して取り組めるよう、経営所得安定対策等の充実に係る必要な予算の確保と制度の恒久化を要望するものです。

〔県所管部課：農 政 部 生産振興課〕

【13】野生鳥獣被害防止対策への支援及び新技術研究・開発の強化について

所管省庁：農林水産省 農村振興局
環境省 自然環境局

野生鳥獣被害防止対策を推進するため、侵入防止柵設置に係る財源を確保するとともに、新技術の研究・開発の強化等を図ること。また、平野部や市街地に出没し被害を拡大させている状況に対し、効果的な侵入防止対策の確立と必要な支援を行うこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 市町の「鳥獣被害防止計画」に基づく侵入防止柵の設置は、被害防止を図っていく上で必要不可欠であることから、鳥獣被害防止総合対策交付金に係る当初予算の財源を確保すること。
- 2 引き続き、国が主体となって、鳥獣被害防止対策を省力的かつ効果的に行うためのICTやドローン等の活用技術を研究・開発し、総合的な技術体系の構築を図ること。
- 3 野生獣が中山間地域から平野部にまで侵入し、市街地やその近郊での農業被害や人身被害を拡大させている状況に対し、国が主体となって効果的な侵入防止対策を確立するとともに、対策に必要な技術的・財政的支援を行うこと。

【提案・要望の理由】

- 本県における野生鳥獣による被害は、農業被害額で約3億4千万円、林業被害額で約1億6千万円と依然として高い水準で推移しています。
- しかし、被害防止を図っていく上で大きな役割を果たす侵入防止柵に係る鳥獣被害防止総合対策交付金の当初予算の配分は、市町村の要望を踏まえてとりまとめた県の要望額を下回る状況が続いており、年間を通しての計画的な事業執行に支障が生じています。
- このため、侵入防止柵の整備について、国の当初予算における財源の確保を要望するものです。
- また、地域の過疎化、狩猟者の高齢化等により、被害防止対策は農業者や狩猟者にとって大きな負担となっているため、引き続き、ICTやドローン等を活用した獣害対策の省力化や新技術の開発を進めることなどが不可欠となっています。
- さらに、野生鳥獣の出没や被害の発生は、これまで中山間地域が中心でしたが、近年は、河川敷の藪などを移動経路として下流の平野部にまで生息域を拡大してきており、市街地やその近郊で農業被害を発生させています。また、車両との衝突による重大事故や、まちなかで人が襲われ重傷を

負うなど、人身被害の深刻度が増しており、住民に大きな不安を与えています。しかしながら、こうした状況に対し、全国的にも効果的な侵入防止対策が確立されているとはいえないことから、関係省庁が連携して効果的な対策を確立するとともに、必要な技術的・財政的支援を求めるものです。

〔 県所管部課：環境森林部 自然環境課
農政部 経営技術課 〕

【14】森林経営管理制度の実施に当たっての適切な支援措置の実施について

所管省庁：総務省 自治財政局
自治税務局
農林水産省 林野庁

森林経営管理制度の実施に当たっては、地方の意見を十分踏まえ、新たな業務が生じる市町村の実施体制の確保に対する適切な措置などを講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 森林経営管理法の制定により市町村が担う業務の円滑な執行を図るため、実施体制の確保について、地方の意見を十分に踏まえ適切な措置を講ずること。
- 2 将来にわたる持続的な林業経営と適切な森林管理の実現のため、必要な林業労働力の確保や地籍調査の着実な推進に係る支援策を強化すること。
- 3 森林経営管理制度の執行に当たり、地方財政計画において必要な経費を適切に計上すること。

【提案・要望の理由】

- 木材価格の低迷や農山村地域の過疎化の進行等により、手入れが行き届かず荒廃した森林が増える中、森林資源を適正に整備・管理する仕組みとして導入される森林経営管理制度の適切な運用や関係事業の効果的な実施のため、市町村が業務に必要な職員を確保できるよう、地方交付税の算定において適切な措置を行う必要があります。
- さらに、運用に当たっては地方の意見を十分踏まえ、森林の公益的機能の維持・向上のため、持続的な森林整備と管理が可能な制度とし、森林環境税が目的とする適正な森林整備が着実に実施されるよう、林業労働力の確保や、地籍調査の着実な推進等による森林所有者対策に係る支援策を強化していく必要があります。

県所管部課：総合政策部 市町村課
環境森林部 環境森林政策課

【15】 林業・木材産業の成長産業化に不可欠な木造・木質化 推進について

所管省庁：農林水産省 林 野 庁
国土交通省 住 宅 局

成長産業化に不可欠な木材利用対策として、木造住宅建設支援の強化や、非住宅分野における木造・木質化の促進策の拡充を図るとともに、木材利用の重要性に関する普及啓発について国が率先して取り組むこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 住宅分野においては、木造住宅建設促進支援の強化を図ること。
- 2 非住宅分野においては、商業施設やマンション等幅広い民間施設も対象に含めるなど、木造・木質化の促進策の拡充を図ること。
- 3 木材利用の重要性について、国民の理解促進を図る必要があることから、国が率先して普及啓発の強化に取り組むこと。

【提案・要望の理由】

- 林業・木材産業の成長産業化を推進するためには、木材の新たな需要創造の加速化を図る必要があります。
- そのため、住宅分野においては、外材から国産材への使用転換を進めるとともに、非住宅分野においては非木造から木造への転換を進めていく必要があります。
- 特に、中大規模建築物では、関係法令の改正、耐火及びCLT等の技術革新により、木造建築の可能性は大きく広がっていますが、まだまだ鉄骨造・鉄筋コンクリート造からのシフトが進んでいないのが現状です。
- そこで、住宅分野においては、木造住宅建設促進のために支援の強化を要望します。
- また、非住宅分野においては、既存制度を見直し、商業施設やマンション等幅広い民間施設も支援の対象に含めるとともに、補助率の引き上げや要件緩和等により、木造施設が各所に整備されるよう、木造・木質化の促進の強化を要望します。
- さらに、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、森林整備と併せて木材利用の重要性についても国民の理解促進を図る必要があることから、国が率先してマスコミ等を活用した広報等普及啓発の強化に取り組むことを要望します。

〔県所管部課：環境森林部 林業木材産業課〕

【16】地籍調査の推進について

所管省庁：国土交通省 土地・建設産業局

次期国土調査事業十箇年計画（令和2（2020）年度開始）に向けて地籍調査を着実に推進するため、十分な財源を確保すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 災害からの復旧・復興や農地の集積・集約化、さらには森林施業の集約化による森林整備を計画的に実施するためには、これらの基盤となる地籍調査を迅速かつ着実に推進する必要があるため、計画面積に見合った財源措置を講じること。

【提案・要望の理由】

- 本県の地籍調査は、防災対策の推進や社会資本整備、農林地の効率的利用などを目的に必要性・緊急性の高い地域において推進しておりますが、その進捗状況は、平成29（2017）年度末時点で23%と全国平均の52%を下回っている状況です。
- このため県では、積極的に地籍調査を進めているところですが、平成27（2015）年度以降は、国の地籍調査費負担金が市町からの要望額を満たしておらず、本県における第6次国土調査十箇年計画の進捗率は、平成29（2017）年度末時点で47%に留まっており、地籍調査の計画的な推進に支障を来しています。
- さらに、山村地域は過疎化や高齢化により林地の筆界に関する人証・物証が失われつつあり、早期に筆界未定森林の地籍を確定させ、計画的な森林整備につなげていくことが大きな課題となっています。
- こうした中、令和元（2019）年度当初予算において防災・減災、国土強靱のための3か年緊急対策（H30.12.14閣議決定）が予算措置されたところですが、地籍調査事業を円滑かつ継続的に推進するためには、3か年緊急対策以降も地籍調査費負担金の十分な確保が必要と考えます。
- このため、次期国土調査十箇年計画の実施に当たり市町等の要望を踏まえた地籍調査費負担金の十分な財政措置を要望します。

県所管部課：環境森林部 森林整備課
農政部 農村振興課

【17】リサイクル産業の理解促進と高度なリサイクルの推進 について

所管省庁：環境省 環境再生・資源循環局

国内での資源循環を促進するため、リサイクル産業に対する理解促進と、高度な技術を用いた優良なリサイクル業者の成長を促す環境の整備を行うこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 国が率先して、リサイクル施設の円滑な新規立地に繋がるよう、リサイクル産業に対する認知度の向上のための取組を実施すること。
- 2 優良なリサイクル業者の育成を図るため、廃棄物等の再資源化においては、高度な技術を用いる業者が優先して活用される措置を創設すること。

【提案・要望の理由】

- 本県では、平成 28(2016)年度を初年度として策定した「栃木県廃棄物処理計画」に基づき、リサイクル施設等に関する県民理解促進事業を実施するとともに、高度な技術である水平リサイクルをはじめとした再生利用の促進を図っています。
- しかし、依然としてリサイクル産業は、原材料を産み出す素材産業であることの理解が十分得られていないため、このようなイメージの定着に繋がる取組を国においても率先して実施し、リサイクル産業の健全な育成が図られる環境の整備を要望します。
- また、容器包装リサイクル制度に基づく再商品化については、平成 28(2016)年 5 月 31 日付け中央環境審議会意見具申において、優良な事業者がよりポテンシャルを伸ばせるような優れた入札制度を目指し、再商品化事業者が素材産業化を目指す製造事業者として成長できる環境を整備すべきとされています。
- 上記意見具申を受け、現在、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会において、ペットボトルリサイクルの在り方検討会が開催されているところですが、未だ結論は出ておりません。
- このため、高度な技術を擁するリサイクル業者がより有効に活用される措置を早急に講ずること等を要望します。

〔県所管部課：環境森林部 廃棄物対策課〕

【18】よろず支援拠点の継続設置について

所管官庁：経済産業省 中小企業庁

「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」による無料経営相談所として設置されているよろず支援拠点を継続して設置すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 よろず支援拠点は、中小企業・小規模事業者の様々な経営上の課題に向き合うワンストップ相談窓口として大きな役割を果たしていることから、令和2(2020)年度以降も継続して設置されるよう措置を講じること。

【提案・要望の理由】

- 平成26(2014)年度から各都道府県に設置されているよろず支援拠点は、相談先に悩む中小企業・小規模事業者の相談窓口として、広く相談に応じ総合的・先進的なアドバイスや他の支援機関との総合調整を行うなど、地域の経営相談支援体制の中心的役割を果たしています。
- 平成26(2014)年度の開設以来、本県の相談件数の累計は、約1万9千件となり、延べ相談者数も1万3千者以上となっており、地域の相談窓口として不可欠な存在となっています。
- 地域経済や雇用を支える極めて重要な存在である中小企業・小規模事業者の創業から成長、事業承継に至るまでを支援するよろず支援拠点について、令和2(2020)年度以降も継続して設置することを要望します。

〔県所管部課：産業労働観光部 経営支援課〕

【19】大規模災害対策の推進について

所管省庁：内閣府 政策統括官（防災担当）
総務省 自治行政局

近年の大規模災害を踏まえ、逃げ遅れ防止のための普及啓発の充実強化や、被災者の負担軽減のための各種支援制度の改善及び災害時の広域応援・受援を円滑に行う体制の構築を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 平成30年7月豪雨を始めとする近年の豪雨災害において、河川の氾濫や土砂災害により多数の死者を伴う甚大な被害が発生していることを踏まえ、各種避難情報について住民が正しく理解し、適切な住民の避難行動につながるよう、住民に対する普及啓発については、自治体のみに任せることなく国においても一層の周知を図ること。特に、本年度から運用開始する5段階の警戒レベルについては、分かりやすく丁寧な周知を行い、実効性のあるものとする。
- 2 被災者生活再建支援法の適用範囲について、一部市町村が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災市町村が支援の対象となり、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう見直すこと。また、支援金の支給は半壊世帯から対象とするほか、これらの財源確保のため、被災者生活再建支援基金の国庫補助割合の引上げ等、東日本大震災時と同様の措置を講ずること。
- 3 災害救助法の求償については、被災自治体において広域避難者の発生、事態の長期化及び行政機能の喪失等も想定されることから、応援した自治体が救助に要する費用を支弁した場合の国への直接請求を制度化すること。また、住宅の応急修理について、迅速かつ効率的に実施できるように、運用しやすい制度に改善すること。
- 4 被災自治体への行政職員の派遣については、通報連絡訓練の実施やマニュアルの作成を通して「被災市区町村応援職員確保システム」を実効性ある仕組みとして確立するとともに、応援した自治体へ十分な財政措置を行うこと。

【提案・要望の理由】

- 豪雨災害時の住民避難を確実にを行うためには、住民の適切な避難行動に結びつけるための普及啓発の充実強化を図る必要があります。特に平成30年7月豪雨の課題を踏まえて、本年度から新たに導入される5段階の警戒レベルについては、情報の受け手である住民が戸惑わないよう、住民がとるべき行動を分かりやすく周知する必要があります。
- 被災者生活再建支援制度については、同一災害の場合に被災者が公平に支援を受けられるよう市町村ごととされている適用要件を見直す必要があります。また、被災者の安定した日常生活への早期復帰に資するよう半壊世帯を対象とすることが必要です。

- 大規模災害時における被災自治体の事務的な負担を軽減し、復旧・復興を促進するため、応援経費についての国への直接請求の制度化が必要です。また、災害救助法に基づく住宅の応急修理については現物給付による修理のみが対象となっていますが、より迅速かつ効率的に実施するためには、被災者本人による修理の手配及びその修理費用に対する金銭支給などの手法が必要です。
- 「被災市区町村応援職員確保システム」は、平成30年7月豪雨等で既に運用されておりますが、災害時に混乱なく応援・受援を行うためには、通報連絡訓練やマニュアル等による職員の対応の習熟が必要であり、また、管内市町村との一体的な応援を行うためには十分な財政措置が必要です。

〔県所管部課：県民生活部 危機管理課〕

【20】安全・安心な県民生活を支える社会資本の整備・保全について

所管省庁：財 務 省 大 臣 官 房
主 計 局
国土交通省 大 臣 官 房
総 合 政 策 局
都 市 局
水管理・国土保全局
道 路 局
住 宅 局

安全・安心な県民生活を確保していくため、地方が真に必要なとしている社会資本の整備・保全等が着実に推進できるよう、十分な財源確保と補助制度の拡充等を行うなど、支援の充実を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 直轄事業から市町村事業に至るまで、地方が真に必要なとしている社会資本の整備・保全が着実に推進できるよう、十分な財源を確保すること。
- 2 社会資本整備総合交付金制度については、地方が有する固有の政策課題について、地方自らの創意工夫を活かしの確に対応できるよう柔軟な運用を図ること。
- 3 主要施策への重点投資を可能とする国庫補助事業の拡充を図ること。
- 4 老朽化する社会資本の維持管理・更新を計画的に行うため、国庫補助・交付金事業の対象拡大や、公共施設等適正管理推進事業の交付税措置率の更なる引き上げなど、地方への財政支援の充実を図ること。
- 5 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」については、推進にあたって十分な財源を確保するとともに、令和3(2021)年度以降についても継続的に取り組むこと。

【提案・要望の理由】

- 今後急速に進行する人口減少に対応した地方創生への取組や、平成27年9月関東・東北豪雨等による災害を踏まえた防災・減災対策、高齢者や園児等の移動経路も含めた交通安全の確保など、直轄事業から市町村事業に至るまで、社会資本の整備・保全の重要性が増しているところであり、その推進に必要な十分な財源を確保することが必要です。
- 社会資本整備総合交付金については、現在、国が定める政策に特化して策定される整備計画に重点配分されているところですが、地方が有する固有の政策課題についても、地方の創意工夫を活かしの確に対応できるよう運用していくことが必要です。

- 地域高規格道路の整備など、国が重点的に進める施策については、国庫補助事業制度をさらに拡充し、重点投資を図る必要があります。
- 老朽化が進行する社会資本の維持管理・更新については、長寿命化修繕計画に基づき計画的に推進することが必要ですので、国庫補助事業の要件を緩和するとともに、法定点検を交付金事業の対象とすることや重点配分施設の拡大を図るほか、公共施設等適正管理推進事業の交付税措置率をさらに引き上げるなど、地方への財源支援の充実が不可欠です。
- 近年頻発・激甚化する大規模災害に備え、将来にわたって県民の安全・安心を確保していくためには、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を短期間で着実に推進することに加え、地域の実情に応じて対象要件を拡大した上で、継続的に取り組むことが必要です。

〔県所管部：県土整備部〕

【21】河川・砂防事業の推進について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
水管理・国土保全局

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の推進にあたり十分な財源を確保するとともに、対象要件を拡大した上で、令和3(2021)年度以降についても継続的に取り組むこと。

思川等における直轄河川事業や、日光地域における直轄砂防事業を推進するとともに、那須岳の火山噴火に対するハード、ソフト対策を直轄事業により実施すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」について、迅速かつ確実に進められるよう十分な財源を確保するとともに、令和3(2021)年度以降についても、地域の実情に応じて対象要件を拡大した上で継続的に取り組むこと。
- 2 平成27年9月関東・東北豪雨で計画高水位を超えた思川、巴波川等における直轄河川事業や、荒廃が著しい日光地域における直轄砂防事業の推進を図ること。
- 3 那須岳の火山噴火に伴う土砂災害の発生に備え、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づくハード・ソフト対策を直轄事業により実施すること。

【提案・要望の理由】

- 国においては、重要インフラ緊急点検により抽出した箇所を「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として位置付け、令和2(2020)年度までの時限的措置として、河道の掘削、透過型砂防堰堤の整備や洪水ハザードマップの作成など、重要インフラ等の機能維持のための対策を推進することとしています。
- 本県においても、ハード対策として、氾濫の危険性を解消する河道掘削や堤防整備、土砂・流木捕捉効果の高い砂防えん堤の整備等を実施していくこととなりますが、対象箇所以外にも整備を必要とする河川や溪流等が、未だ数多く残されています。
- また、ソフト対策としても、簡易型河川監視カメラやダム放流警報設備改良、洪水ハザードマップ作成などを位置付けており、これら迅速な避難につながる防災情報の提供・充実は、確実かつ早急に講じる必要があります。
- 県民の安全で安心な暮らしを確保するためには、緊急対策について十分な財源を確保するとともに、治水対策として調節池整備や災害時に甚大な被害が生じる可能性の高い要配慮者利用施設を保全対象とする砂防施設整

備なども推進できるよう、対象要件を拡大した上で、令和3(2021)年度以降も継続的に取り組むことが必要です。

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、直轄管理区間の思川や巴波川等で計画高水位を超えており、上流域の県管理区間の対策を進める上でも、直轄河川事業による河川堤防等の整備が必要です。
- 日光地域は荒廃が著しく、大雨等により発生する土砂災害は下流域へ甚大な被害を及ぼすことが想定されることから、これまで以上に直轄砂防事業による砂防施設の整備が必要です。
- さらに、那須岳の火山噴火に伴う土砂災害が発生した場合、その被害は広域的かつ甚大となることから、直轄事業によるハード、ソフト対策が必要です。

〔 県所管部課：県土整備部 河川課
砂防水資源課 〕

【22】住宅・建築物の耐震化の推進について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
住宅局

首都直下地震等の発生が切迫する中、住宅・建築物の耐震化率を高めよう
くため、住宅・建築物の耐震化に係る制度の充実を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 国の基本方針や県の耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震改修に係る所有者の経費負担の軽減が図れるよう引き続き国庫補助制度の充実を図ること。

【提案・要望の理由】

- 本県では、平成 28(2016)年 3 月に策定した「栃木県建築物耐震改修促進計画（二期計画）」に基づき、民間住宅や公共施設等の建築物の耐震化について取り組んでいます。
- 耐震改修工事等への補助を市町と一体となり取り組んでおりますが、実事業費が国の補助対象事業費を上回る場合も多く、令和 2(2020)年度の耐震化率の目標 95%を達成するためには、建築物所有者の費用負担をさらに軽減することが重要であることから、補助制度の充実を図るとともに、十分な財源の確保が必要です。

〔県所管部課：県土整備部 建築課〕

【23】高規格幹線道路の機能強化について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
道路局
都市局

全国・海外との連携を強化する高規格幹線道路については、渋滞対策やスマート IC の設置など機能強化に向けた整備推進を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 東北自動車道宇都宮 IC 以北における渋滞対策のための 6 車線化整備計画の策定
- 2 東北自動車道と北関東自動車道が重複する栃木 IC 付近における渋滞対策の早期実施
- 3 新たなスマート IC の整備推進に向けた支援
 - (1) 東北自動車道
 - ・事業中：(仮称)大谷スマート IC(宇都宮市)
 - (仮称)都賀西方スマート IC(栃木市)
 - (仮称)矢板北スマート IC(矢板市)
 - (2) 北関東自動車道
 - ・事業中：(仮称)出流原 PA スマート IC(佐野市)
 - (仮称)下野スマート IC(下野市)
 - ・地元機運が高まっている箇所：壬生地区、足利地区
- 4 スマート IC アクセス道路の整備推進に向けた予算の確保
 - (1) (仮称)大谷・都賀西方・矢板北・出流原 PA・下野スマート IC のアクセス道路
- 5 北関東自動車道における休憩施設の早期整備
 - (1) 壬生 PA における駐車場の拡張
 - (2) 壬生 PA と笠間 PA 間における休憩施設の新設

【提案・要望の理由】

■東北自動車道

- 宇都宮 IC 以北における上河内 SA(上下線)や矢板北 PA(下り線)付近及び「北関東自動車道」と重複する栃木 IC 付近においては、慢性的な交通渋滞が発生しています。速達性と定時性確保のため、渋滞が頻発する箇所の拡幅整備が必要です。

■スマート IC

- スマート IC の整備は、高速道路の利活用増進や一般道路の渋滞緩和など地域経済の活性化に寄与するとともに、災害時等における緊急輸送道路ネットワークを強化する上でも極めて有効です。

- 事業中の（仮称）大谷・都賀西方・矢板北・出流原 PA・下野スマート IC の整備支援のほか、地元機運が高まっている壬生地区及び足利地区について、検討段階における助言等の技術的支援をお願いします。
- また、スマート IC の整備効果を高めるためには、アクセス道路との一体的な整備が不可欠です。

■北関東自動車道

- 壬生 PA から笠間 PA に至る区間は、約 50km あるにもかかわらず、休憩施設がなく、また壬生、笠間両 PA においては日常的に混雑している状況にあります。高速道路の安全性と利便性の向上を図るため、壬生 PA の拡張及び新たな休憩施設の整備が必要です。

県所管部課：県土整備部 交通政策課
道路整備課
都市整備課

【24】 地域高規格道路の整備について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
道 路 局

高規格幹線道路と一体となって、人・もの・情報の交流や地域の活性化を支える地域高規格道路については、重点的な整備と修繕・更新に向けた支援を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 茨城西部・宇都宮広域連絡道路の整備推進
 - (1) 新4号国道の平面交差部の渋滞緩和のための計画的な立体化の推進
 - (2) 新4号国道の圏央道五霞 IC までの6車線化推進
 - (3) 国道119号宇都宮環状北道路の整備支援
- 2 常総・宇都宮東部連絡道路の整備支援
 - (1) 国道408号真岡南バイパス・真岡宇都宮バイパス・宇都宮高根沢バイパスの整備支援
- 3 日光宇都宮道路（有料道路）の長期にわたる計画的な修繕実施や更新に向けた支援
- 4 地域高規格道路 IC アクセス道路の整備支援
 - (1) 県道宇都宮向田線平出板戸工区の整備支援
- 5 地域高規格道路等の再編・指定

【提案・要望の理由】

■茨城西部・宇都宮広域連絡道路（新4号国道）

- 本道路は、本県と首都圏を直結する極めて重要な路線であり、首都直下地震が発生した際の広域的なバックアップ体制確保の観点からも強化が必要です。したがって、圏央道五霞 IC までの区間について早期の6車線化整備を進めるとともに、慢性的な渋滞が発生している平面交差点部については計画的な立体化を推進することによる更なる機能強化が必要です。

■茨城西部・宇都宮広域連絡道路（国道119号宇都宮環状北道路）

- 本道路は、県都宇都宮市の産業経済を支える宇都宮環状道路の一部を形成する重要な路線であり、東北自動車道宇都宮 IC へのアクセス強化や宇都宮環状道路の交通円滑化を図るため重点的な整備が必要です。

■常総・宇都宮東部連絡道路（国道408号真岡南バイパス・真岡宇都宮バイパス・宇都宮高根沢バイパス）

- 本道路は、鬼怒川左岸に集積する栃木県の産業を牽引する工業団地群を連絡する重要な路線であり、北関東自動車道真岡 IC へのアクセス強化や常磐自動車道及び圏央道との連携強化を図るため、重点的な整備が

【25】直轄国道の整備等について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
道 路 局

広域幹線道路ネットワークの基軸となる直轄国道（国道4号及び50号）については、今後とも着実に整備推進を図ること。

県が管理する国道120号及び121号についても、国による積極的な支援を行うこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 国道4号
 - (1) 西那須野道路の整備推進
 - (2) 矢板拡幅の整備推進
 - (3) 矢板大田原バイパスの整備推進
 - (4) 那須塩原市大原間地区、宇都宮市雀宮駅前・駅北地区、上横田地区及び小山市栗宮地区の歩道整備等の推進並びに那須町以北線形改良の推進
- 2 新4号国道
 - (1) 新4号国道の平面交差部の渋滞緩和のための計画的な立体化の推進
 - (2) 新4号国道の圏央道五霞ICまでの6車線化推進
- 3 国道50号
 - (1) 足利市街地の混雑交差点の立体化等による渋滞対策の推進
- 4 国道121号
 - (1) 日光川治防災（直轄権限代行）の整備推進
 - (2) 将来的には、国が管理を行う直轄管理区間として指定
- 5 国道120号
 - (1) 冬期通行止めの解消に向け、技術的難易度の高い金精道路（約17km）の直轄権限代行による整備の検討

【提案・要望の理由】

■国道4号

〔西那須野道路、矢板拡幅、矢板大田原バイパス〕

- 本道路は、本県の南北の基軸となる幹線道路であり、特に県北部地域においては、平常時の交通の円滑化や、大規模災害時における緊急輸送道路ネットワークを確保するために強化が必要です。つきましては、西那須野道路の早期完成、矢板拡幅及び新規事業化していただいた矢板大田原バイパスの整備推進をお願いします。

〔歩道整備〕

- 安全・安心な歩行空間を確保するため、大原間南横断歩道橋整備事業及び栗宮歩道整備事業等の早期完成と、円滑な交通を確保するため那須町以北線形改良の早期完成が必要です。

- また、令和4(2022)年のいちご一会とちぎ国体のメイン会場となる県総合運動公園へのアクセス道路の安全性向上のため、雀宮駅前・駅北歩道整備事業及び上横田歩道整備事業の早期完成が必要です。

■新4号国道

- 本道路は、本県と首都圏を直結する極めて重要な路線であり、首都直下地震が発生した際の広域的なバックアップ体制確保の観点からも強化が必要です。したがって、圏央道五霞ICまでの区間について早期の6車線化整備を進めるとともに、慢性的な渋滞が発生している平面交差点部については計画的な立体化を推進することによる更なる機能強化が必要です。

■国道50号

- 足利市街地(問屋町付近)において慢性的な交通渋滞が発生しており、立体化などの対策が必要です。

■国道121号

- 本道路は、山形、福島、栃木を結び、地域間の交流・連携や観光振興を支え、高規格幹線道路を補完する重要な広域幹線道路であり、平成28(2016)年3月に策定された、首都圏広域地方計画における「日光・会津・上州歴史街道対流圏の強化プロジェクト」のメインルートとなる路線です。
- しかしながら、平成27年9月関東・東北豪雨の際には、大規模な路肩崩落等が発生し、防災拠点である道の駅や観光拠点である川治温泉等が一時孤立してしまうなど、自然災害に強い道路ネットワークの確保が急務であることから、日光川治防災の事業推進をお願いします。
- また、山形・福島・栃木を結ぶ広域幹線道路であり東北自動車道や国道4号の代替機能を果たす重要な道路であることから、将来的には、国が管理を行う直轄管理区間とするようお願いします。

■国道120号

- 本道路は、群馬と栃木を結び、地域間の交流・連携や観光振興を支える重要な広域幹線道路であり、平成28(2016)年3月に策定された、首都圏広域地方計画における「日光・会津・上州歴史街道対流圏の強化プロジェクト」のメインルートとなる路線です。
- しかしながら、県境の金精道路は標高1,800mを超え、雪崩や地吹雪により除雪が困難なため約4ヶ月に渡って冬季通行止めを余儀なくされています。通年通行は両地域の長年の悲願であり、防災上の観点からも、冬季においても通行可能な道路の整備が必要です。
- 県境を跨ぐ広域的な道路ネットワークの確保という観点と、整備には高い技術力を要することから、直轄権限代行による整備の検討をお願いします。

[県所管部課：県土整備部 交通政策課]

【26】公共交通ネットワークの維持・充実について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
総合政策局
都市局
道路局
鉄道局
自動車局
観光庁

県民生活の日常生活における移動手段を確保するため、公共交通ネットワークの維持及び充実に対する支援制度の更なる拡充を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 県民の日常生活における移動手段を確保するため、バス等の生活交通の維持・充実に対する支援制度の拡充や地方財源への支援を強化すること。
- 2 第三セクター鉄道の経営を維持するため、経営安定のための新たな運営費補助等の創設や地方負担に係る地方財政措置の拡充を講じること。
また、運行の安全性を確保するため、鉄道安全輸送設備の維持改善のための十分な財源を確保すること。
- 3 宇都宮市と芳賀町における全国初の全線新設によるLRTの整備実現には、短期間で多額の事業費が必要となるため、新たな国庫補助制度を創設するなど積極的な財政支援を行うこと。
- 4 地域の公共交通利用者の利便性向上はもとより、訪日外国人をはじめとする旅行者の移動の円滑化を図るために、交通事業者が実施する交通系ICカード導入や鉄道駅のバリアフリー化に向けた必要な財源を確保すること。

【提案・要望の理由】

- 本県においては、超高齢社会や環境問題への対応、地域間の連携・交流の促進等の観点から、これまで以上にバス、鉄道、LRT等の公共交通ネットワークの維持・充実に向けた取組を推進していく必要があります。
- 特に、公共交通空白地の解消に向けた取組については、自家用有償旅客運送制度等を活用した、地域共助型の生活交通システムの導入の検討を進め、路線バスやタクシー、デマンド交通等と連携したシームレスな公共交通ネットワークの構築を目指しています。

■バス・タクシー

- バス等の生活交通については、地域の特性やニーズに応じてその改善・充実に取り組んでおりますが、一方で、公費負担の増大が大きな課題となっている状況にあります。

こうした中、バスの地域間幹線系統に対する運行費補助（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）においては、事前算定方式による補助対象額に対し実際の欠損額が上回り、県と市町村で差額を補填している状況です。

また、バスの地域内フィーダー系統に対する運行費補助（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）及びノンステップバスの導入（地域公共交通バリア解消促進等事業）においても補助額がカットされる事例がみられ、生活交通を支える市町村及びバス事業者の負担がさらに増大しています。

そのため、バスの運行費補助については、補助額上限規定の見直しなど、支援制度の拡充及び地方財源への支援を強化するとともに、ノンステップバスの導入における十分な財源の確保が必要です。

さらには、ユニバーサルデザインタクシーの導入費補助（地域公共交通バリア解消促進等事業）についても、日光などの国際的な観光地を抱えることによるインバウンド需要の増加、東京 2020 大会や令和 4 (2022) 年に本県で開催される「いちご一会とちぎ国体」に向け、事業者の要望額に見合う十分な財源の確保が必要です。

■ 第三セクター鉄道

- 本県内の「第三セクター鉄道」である野岩鉄道、真岡鐵道、わたらせ渓谷鐵道は、地域振興、住民生活の基盤として必要不可欠な公共交通であります。依然として厳しい経営状況が続いています。ついては、将来にわたり安定した経営基盤が確保できるよう、新たな運営費補助等の財政支援制度の創設を図るとともに、地方負担に係る地方財政措置の拡充を講じることが必要です。

また、鉄道輸送設備の安全性向上に加え、開業から 30 年以上が経過し老朽化した設備の適切な管理が喫緊の課題となっており、鉄道軌道輸送設備等整備事業等への要望が高まっています。そのような中、近年は、補助額が事業者の要望額に対し不十分な状況にあるので、十分な財源の確保が必要です。

■ L R T

- 宇都宮市と芳賀町が進めている L R T は「コンパクト＋ネットワーク」のまちづくりや、県央地域における利便性の高い広域的な公共交通の実現に大きな役割を果たすとともに、本県の地域振興や産業経済の活性化などによる県勢発展に資するものであります。

両市町では、昨年 6 月の事業着手以降、用地取得や各種工事等に積極的に取り組むとともに、昨年度末、国から車両設計認可を取得し、車両製作に着手するなど、令和 4 (2022) 年 3 月の開業に向けて一歩ずつ事業が進んでいる状況にあります。

全国初の全線新設による L R T の整備実現には、短期間で多額の事業費が必要となることから、新たな財政支援が必要です。

■ 交通系 I C カード・鉄道駅バリアフリー化

- L R T や路線バス等において、交通系 I C カードの導入が検討されていますが、交通系 I C カードの導入や鉄道駅バリアフリー化は、公共交通全

体の利便性向上に役立つほか、訪日外国人や地域に不慣れな旅行者等の移動円滑化にもつながり、地域の公共交通の活性化、ひいては地域の活力向上も期待できることから、国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金について、必要な財源確保を要望します。

〔県所管部課：県土整備部 交通政策課〕

【27】ダム事業の着実な推進及び生活関連事業の実施について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
水管理・国土保全局

思川開発事業において、速やかにダム本体工事に着手し、早期完成を図ること。また、ダム建設に伴う生活再建事業を確実に実施すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 思川開発事業については、速やかにダム本体工事に着手し、早期完成を図ること。
- 2 水源地域住民の生活再建を支援するため、付替県道上久我栃木線道路改良事業などの整備推進を図ること。

【提案・要望の理由】

- 思川開発事業については、「ダム事業の検証」の結果、平成 28(2016)年 8 月に「事業継続」の対応方針が示されました。
- 思川開発事業は下流地域の洪水被害を軽減させるとともに、地下水依存度の高い県南地域における安全な水道水の安定供給を確保する上で必要な事業であることから、早期完成が求められています。
- また、水源地域においては、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、付替県道上久我栃木線道路改良事業などの生活再建事業を確実に実施していくことが必要です。

〔県所管部課：県土整備部 砂防水資源課〕

【28】 高校生の山岳事故防止対策等の充実・強化について

所管省庁：文部科学省 スポーツ庁
国土交通省 気象庁

部活動の顧問等を対象とした研修体制の更なる充実やきめ細かな気象情報の提供、登山部活動において外部人材を活用するための予算措置など、高校生の山岳事故防止対策等の充実・強化を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 高校生の登山等の安全確保に関する部活動の顧問等を対象とした研修体制の更なる充実を図ること。
- 2 雪崩等の気象災害に関する詳細な予報システムの開発やきめ細かな気象情報の提供を図ること。
- 3 高等学校登山部顧問の人材不足を解消するため専門的な知識を有する外部人材を活用するための予算措置を図ること。

【提案・要望の理由】

- 平成 29(2017)年 3 月 27 日に那須町で発生した雪崩事故においては、生徒 7 人と引率の教員 1 人が亡くなるとともに、数多くの生徒、教員が負傷しました。
- 平成 29(2017)年 10 月には、那須雪崩事故検証委員会から報告書が提出され、事故発生原因や課題等が指摘されるとともに、事故を繰り返さないための 7 項目の提言がなされており、当該提言には、県における取組に加え、気象災害が想定される際の予報システムの開発など国の支援を要するものも含まれています。
- 昨年度、国立登山研修所においては、登山部顧問対象の研修の創設や、既存研修の充実・強化が図られてきたところですが、近年、登山経験の無い教員が顧問となることもあり、引率者の果たす役割が極めて大きい登山においては、引率者のキャリアアップは喫緊の課題でもあります。
- また、スポーツ庁が設置した「高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議」においては、豊富な知識と経験を有する教員を顧問に配置できない場合は、外部指導者を配置するなどして、リスクマネジメント能力が高められるような指導環境を整えるよう報告されております。
- 本県においては、検証委員会の提言を受け、平成 30(2018)年 1 月に「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」を策定し、事故の再発防止に向け、指導者の資質の向上や登山アドバイザーの派遣などに取り組んでいるところであり、国におかれましても高校生の安全な登山活動を推進するため、引き続き高校生の山岳事故防止対策の充実強化に取り組まれるようお願いいたします。

〔 県所管部課：教育委員会事務局 学校安全課
スポーツ振興課 〕

【29】 地方消費者行政の安定的な推進について

所管省庁：内閣府 消費者庁

消費生活相談体制の充実・強化や消費者教育・啓発の実施等、地方消費者行政の推進を図るための事業が、安定的かつ継続的に実施できるよう必要な財源の確保及び交付金制度の見直しを講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 地方自治体の消費者行政の充実・強化を支援するとして、国が定めた地方消費者行政強化交付金の財源を確保すること。
- 2 若年者への消費者教育の推進など喫緊の課題に対する支援の充実を図るとともに、地方自治体の実情に即した弾力的な事業の実施が図れるよう、交付金制度全体の見直しを行うこと。
- 3 地方自治体が収集した情報は、国の消費者行政を補完するものであることから、情報収集等センター運営に要する費用に対し、恒久的な財政措置を講じること。

【提案・要望の理由】

- 本県では、国の定めた地方消費者行政強化作戦の目標である「相談体制の空白地帯の解消」を図るため、全市町に消費生活相談窓口を設置し、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めておりますが、相談体制の質の向上や見守りネットワークの構築など、強化作戦の更なる推進に向けた事業の執行には、今後も地方消費者行政強化交付金の活用が不可欠です。
- 更に、成年年齢引下げに伴う若年者の消費者トラブル防止や、広域化する悪質事業者への法執行など、国と地方が一体となって取り組む課題も増えています。
- しかし、このように地方消費者行政の重要性が高まっている中、地方消費者行政に係る国の交付金は、2年連続の予算額の縮小や制度改正により県及び市町の事業の執行に大きな支障を生じさせており、今後、市町消費生活センターの廃止・縮小に繋がることも懸念されているところです。
- このことは、地方消費者行政を大きく後退させ、県民の安全・安心な生活に影響を与えることから、地方消費者行政の安定的かつ継続的な事業の執行のため、財源の確保及び交付金制度の見直しを求めるものです。
- また、地方自治体が収集した情報は、国の消費者行政の企画・立案の基礎資料とされていることなどを踏まえ、情報収集等センター運営に要する費用に対し、恒久的な財政措置を求めるものです。

〔県所管部課：県民生活部 くらし安全安心課〕

【30】 安定型最終処分場の許可基準について

所管省庁：環境省 環境再生・資源循環局

安定型最終処分場が過度に集中する地域における立地規制の導入を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 廃棄物処理法において、安定型最終処分場が過度に集中する地域に対し、処分場の総量を規制するなど、新たな安定型最終処分場の立地を規制する基準を設けるとともに、処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の裁量を認める規定を盛り込むこと。

【提案・要望の理由】

- 本県の北部地域は、平地林が広がり、地下水の水位が低い上に交通の利便性が良いなどの条件から、これまで200を超える最終処分場が設置されてきました。
- そのような中で、過去に大規模な安定型最終処分場の設置計画が浮上したことを契機として、地元住民を中心に地下水汚染等を心配する声が強まり、自治体や各種団体からも生活環境への影響を懸念する声が高まるなど、最終処分場の集中は県北地域において広域的な問題となっています。
- このような県北地域の状況に対し、本県では、最終処分場の過度の集中を防止する目的で、稼働中の最終処分場から1 km以内への新たな最終処分場の設置を規制する基準を指導要綱において独自に設け、事業者の指導に当たってきたところです。
- しかしながら、指導要綱による対応には限界があることから、根本的な対応として、廃棄物処理法において、安定型最終処分場が過度に集中する地域について、安定型最終処分場の総量を規制するなどの基準を創設するとともに、処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の裁量を認める規定を盛り込むよう要望するものです。

〔県所管部課：環境森林部 廃棄物対策課〕

【31】クビアカツヤカミキリ防除対策の支援について

所管省庁：農林水産省 大臣官房
消費・安全局
環境省 自然環境局

クビアカツヤカミキリによる被害の深刻化及び分布拡大を阻止するため、防除技術の開発や防除対策への支援の強化並びに防除実施者や試験研究機関にとって負担になる防除試験等に係る特定外来生物法による規制を緩和すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 有効な防除方法の開発、農薬の適用拡大を促進すること。
- 2 防除を実施する農業者への支援策を事業化すること。
- 3 都県を超えた広域防除連絡体制の整備を図ること。
- 4 防除試験等に係る特定外来生物法における規制を緩和すること。

【提案・要望の理由】

- 侵入害虫「クビアカツヤカミキリ」は、国内で平成 24(2012)年に発見され、現在、9 都府県で発生が確認されています。平成 30(2019)年 1 月には特定外来生物に指定されました。本種の幼虫はモモ、ウメ、サクラ等の木の内部へ食入し、加害が激しい木は枯死や果実の生育不良をおこします。
- クビアカツヤカミキリは新害虫であることから、有効な防除手段が確立されていません。現状の防除方法は、枯死した木の伐倒、成虫の飛散防止対策としてアミの巻き付け、成虫の捕殺、食入孔への農薬注入等、防除実施者の作業及び費用面での負担が大きく、防除を実施できない状況も見られ、被害拡大の懸念があります。
- 関東管内では平成 25(2013)年に埼玉県で発生を確認、東京都、群馬県でも被害が確認されています。栃木県内では平成 28(2016)年に成虫を確認、平成 29(2017)年には県内のモモ園で幼虫による食害が発生し、平成 30(2018)年も被害が拡大しています。本種は増殖力、移動分散能力ともに高く、生息地域は急速に拡大する懸念があり、県域を超えた防除対策が必要であります。
- 本県の農業試験場は、国の研究機関と連携し、クビアカツヤカミキリの防除試験に取り組んでいますが、試験サンプル用の成虫や幼虫の飼養にあたって、特定外来生物法の規制に係る許可を求められており、事務的な負担となっています。

〔 県所管部課：環境森林部 自然環境課
農政部 経営技術課 〕

【32】 地方大学の振興への支援について

所管省庁：内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部
文部科学省 高等教育局

地域における「知の拠点」として、産学官連携の下、地域産業の発展に貢献するとともに、地域の将来を支える人材の育成を行うなど、若者の流出に歯止めをかけ、地方創生にとって重要な役割を担う地方大学の振興・機能強化等を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 地域における「知の拠点」として、地域産業の発展に貢献し、地域の将来を支える人材を育成するなど、地方創生にとって重要な役割を担う地方大学について、その振興・機能強化を図ること。
- 2 地方大学が地域の魅力ある中核的な高等教育機関として安定的な運営を確保できるよう、運営費交付金等の拡充、施設整備・研究投資の拡大など、必要な財政支援の充実を図ること。

【提案・要望の理由】

- 平成 30(2018)年 6 月に「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」が施行され、地方大学の振興、東京 23 区の大学の定員抑制、若者の雇用創出の措置が講じられました。
- 本県においても、大学は「知の拠点」として、産学官連携の下、地域産業の発展に貢献するとともに、地域の将来を支える人材育成に資する教育プログラムを展開しております。魅力ある地域づくりの一翼を担い、若者の流出に歯止めをかけるべく地元就職率・進学率の向上に取り組んでおり、地方創生の実現に向けて重要な役割を担っています。
- さらに、県内の高等教育機関で構成する「大学コンソーシアムとちぎ」において、それぞれが得意分野を持ち寄り、教育・研究はもとより、多方面にわたり地域社会や地元企業との連携に取り組んでいます。また、国立大学法人の宇都宮大学では、平成 28(2016)年度の文理融合型の「地域デザイン科学部」の設置に加え、平成 31(2019)年 4 月には大学院に全学を統合した地域創生科学研究科を開設するなど、専門分野の枠を超えて地域課題を解決できる人材の育成を積極的に推進しているところです。
- このような状況を踏まえ、若者の地元定着など地域の課題解決に地域と連携して積極的に取り組む地方大学について、その振興・機能強化に向け、運営費交付金等の拡充、施設整備・研究投資の拡大など、必要な財政支援の充実を図るよう要望します。

〔県所管部課：総合政策部 総合政策課〕

【33】東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた支援について

所管省庁：内閣官房 東京オリンピック競技大会・
東京パラリンピック競技大会推進本部
文部科学省 スポーツ庁
文化庁

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催による経済活性化やスポーツ・文化の振興、国際交流の推進といった効果が、日本全体にいきわたるよう配慮するとともに、大会開催に向けて日本全国の魅力を世界に広く発信する場を設けること。また、全国の自治体が、ホストタウンや文化プログラムに取り組むための支援を充実・強化するとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組めるよう必要な支援を行うこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 経済活性化やスポーツ・文化の振興、国際交流の推進、障害者の社会参加の促進といった東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催による様々な効果が、日本全体にいきわたるよう配慮すること。
- 2 東京 2020 大会開催に向けて、キャンプ候補地情報はもとより、地域の観光資源、伝統文化など、日本全国の魅力を世界に広く発信すること。
- 3 参加国・地域との相互交流を推進する「ホストタウン」や、レガシー創出につながる「文化プログラム」の取組に対し、支援を充実・強化すること。
- 4 バリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組めるよう必要な支援を行うこと。

【提案・要望の理由】

- 本県では、平成 27(2015)年 11 月に策定した「東京オリンピック・パラリンピック等に向けたとちぎビジョン」の実現に向けて、ホストタウンとして登録しているハンガリーのトレーニングキャンプの誘致や東京 2020 大会に向けた機運の醸成に積極的に取り組んでいるところです。また、平成 29(2017)年 3 月には「とちぎ版文化プログラム」を策定し、県民に文化活動を通じた東京 2020 大会への参加を促すとともに、とちぎの魅力ある文化の更なる振興と地域の活性化に向けた取組を進めています。
- 国においては、大会開催による経済活性化やスポーツ・文化の振興、国際交流の推進、障害者の社会参加の促進といった様々な効果を日本全体にいきわたらせるよう配慮するとともに、大会開催に向けて、キャンプ候補地情報はもとより、地域の観光資源、伝統文化をはじめとした日本全国の魅力を世界に広く発信するなど、積極的な支援が必要です。
- また、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を推進する「ホストタウン」や、レガシー創出につながる「文化プログラム」について、より多くの自治体に取り組めるよう、支援の充実・強化が必要です。

- さらに、全国の自治体が、スポーツを契機として、障害のある人にとってよりよい共生社会を実現するために、バリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組めるよう必要な支援を求めるものです。

〔県所管部課：総合政策部 総合政策課〕

【34】国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会開催に向けた 財政支援等について

所管省庁：文部科学省 スポーツ庁

国民体育大会（以下「国体」という。）及び全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）における開催経費や施設整備費の財政的な支援の拡充を図るとともに、今後の両大会の開催方法を検討すること。また、「国民体育大会における 2020 年オリンピック対策・実行計画」（公益財団法人日本スポーツ協会 国体委員会策定）を実施するにあたり、開催都道府県に財政負担が生じないようにすること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 国体及び全スポにおける開催経費や施設整備費について、財政的な支援の充実により、開催都道府県の財政負担を軽減すること。
- 2 令和 15(2033)年の国体 2 巡目終了を見据えて、今後も安定的に開催できるよう、中長期的な観点から都道府県及び市町村の意向を反映させた国体及び全スポの開催方法等を検討すること。
- 3 「国民体育大会における 2020 年オリンピック対策・実行計画」により、新たに導入される競技種目・種別の開催については、財政的な支援等の十分な対策を講じ、開催都道府県に財政負担が生じないようにすること。

【提案・要望の理由】

- 栃木県では、令和 4 (2022)年の第 77 回国民体育大会及び第 22 回全国障害者スポーツ大会の開催に向け、競技会場の整備など諸準備を進めています。
- 両大会については、スポーツ基本法により公益財団法人日本スポーツ協会（全スポは、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）、国及び開催地都道府県が共催するものとされております。
- しかし、両大会の開催に要する経費については、開催年度に開催地都道府県補助として一定額が交付されるのみであり、大部分を開催地都道府県が負担しているのが現状です。
- また、国体の競技会を行う開催市町村においては、施設基準に基づいた準備が求められていることから、開催県において一定の財政支援を行うなど、多大な費用負担が生じています。
- これら両大会を取り巻く環境の変化や開催経費の増大、開催県の負担増などに対応するため、両大会の開催方法等について検討が必要です。
- さらに、「国民体育大会における 2020 年オリンピック対策・実行計画」を受け、国体において未実施のオリンピック競技種目・種別への対応が必要となっております。

- このような状況をふまえ、「人も地域も真に輝く魅力あふれる元気なとちぎ」に直結する意義のある国体及び全スポを実現するために十分な対策を講じられるよう要望します。

〔県所管部課：国体・障害者スポーツ大会局 総務企画課〕

【35】国民体育大会の開催等を踏まえた運動施設の整備等 について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
都 市 局
文部科学省 スポーツ庁

本県における一層のスポーツ振興を図るため、令和4(2022)年の第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」及び第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」の開催、さらには令和2(2020)年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会のトレーニングキャンプ地としての活用も踏まえた運動施設の整備・改修等について、重点的な財政支援を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 本県におけるスポーツの振興を図るため、令和4(2022)年のいちご一会とちぎ国体及びいちご一会とちぎ大会の開催に向けて進めている各運動施設の整備・改修等について、十分な財源を確保すること。
- 2 本県が整備を進めている総合スポーツゾーンについては、いちご一会とちぎ国体及びいちご一会とちぎ大会のメイン会場としての活用に加え、令和2(2020)年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会のトレーニングキャンプ地としても活用していくことから、重点的な財政支援を講じること。

【提案・要望の理由】

- 本県では、令和4(2022)年に開催を予定しているいちご一会とちぎ国体及びいちご一会とちぎ大会に向けて、競技会場となる県や市町等における運動施設の整備・改修等がピークを迎えることから、これらの施設の整備・改修等を円滑に進めるには、国による財政支援が不可欠です。
- 特に、令和2(2020)年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会のトレーニングキャンプ地としての活用も踏まえ、栃木県総合運動公園(宇都宮市)を県民総スポーツの推進拠点(総合スポーツゾーン)として位置付けており、重点的な財政支援が必要です。

県所管部課：県土整備部 都市整備課
総合スポーツゾーン整備室
国体・障害者スポーツ大会局 総務企画課
教育委員会事務局 スポーツ振興課

【36】日光国立公園の魅力アップについて

所管省庁：環境省 自然環境局
国土交通省 観光庁
道路局
自動車局

国立公園満喫プロジェクトの目標達成のため、誘客促進に資する自然公園施設の整備と管理に対し必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、インバウンド旅行者の受入れ、閑散期誘客や長期滞在を促進する取組及び交通ネットワーク強化への支援を拡充すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 訪日外国人をはじめとする誘客促進に向け、自然公園施設の老朽化対策や国際化対応に必要な財政措置を講じること。
- 2 国立公園へのインバウンド旅行者受入れのため外国語対応ガイド等人材育成や案内機能の強化、閑散期誘客や長期滞在を促すための観光メニューの磨き上げ等の取組についても必要な財政支援を行うこと。
- 3 観光地における周遊性やアクセス性を高めるため、交通ネットワーク強化の取組を支援すること。

【提案・要望の理由】

- 国では、「国立公園満喫プロジェクト」において、訪日外国人の国立公園利用者数を令和2(2020)年までに1,000万人とする目標を掲げています。
- 本県では、平成28(2016)年12月にステップアッププログラムを策定し、県管理の自然公園施設について案内標識や看板の多言語化、公衆無線LANの整備等を進めてきたところです。
- しかし、老朽化した施設も多く更なる整備推進が求められているため、十分な予算を確保し、計画的に整備を進めていく必要があります。
- 一方、施設整備だけでなく、国立公園へのインバウンド旅行者の受入れを拡大するための外国語対応ガイド等の人材育成、インフォメーション機能施設の運営なども課題となっています。
- プロジェクトの目標達成には、受入れ施設の整備に加え、観光資源の磨き上げや観光地における道路の渋滞対策など交通ネットワークの強化も必要となっています。

県所管部課：環境森林部 自然環境課
産業労働観光部 観光交流課
県土整備部 交通政策課

【37】 国際観光旅客税の地方への配分について

所管省庁：国土交通省 観光庁
環境省 自然環境局

平成 31(2019)年 1 月から徴収が開始された国際観光旅客税について、地方の観光振興に資するよう、自由度が高く創意工夫が発揮できる交付金等により地方に配分すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 インバウンド促進に向けた魅力ある観光地づくりを推進するため、「国際観光旅客税」を、地方が行う多言語表示の観光案内板等の基盤及び宿泊施設や国立公園等の質の向上等の受入環境の整備に加え、公衆無線 LAN (W i - F i) 等の管理運営費に活用できるようにするなど、地方の創意工夫が発揮できるよう、ハード・ソフト事業の両方に活用できる自由度の高い交付金制度等を創設すること。

【提案・要望の理由】

- 国においては、「観光立国推進基本計画」において、訪日外国人旅行者数を令和 2 (2020)年までに 4,000 万人に増やすことを目標としており、本県においても、「とちぎ観光立県戦略」において、同年までに外国人宿泊者数を 30 万人に増やす目標を定めております。
- そのため、国においては、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源確保を目的として「国際観光旅客税」を創設し、空港における顔認証ゲートの整備やデジタルマーケティングの実施等に充当することとされております。
- 一方、本県では、近年急増する訪日外国人観光客の受入環境を整備すべく、多言語表示の観光案内板や公衆無線 LAN (W i - F i) の整備等に対して支援しているほか、市町等と連携し、観光資源の磨き上げや観光地における二次交通の向上にも取り組み、訪日外国人観光客が快適に過ごせる観光地づくりを進めておりますが、その整備費に加え、管理運営費の負担等も課題となっております。
- また、「国立公園満喫プロジェクト」の目標達成に向けた、国立公園へのインバウンド旅行者の受入れ拡大のため、公園施設の整備に加え、ICT 技術を応用した多様な言語対応等の環境整備による魅力発信が必要となっております。
- このようなことから、「国際観光旅客税」を地方の観光振興に資するよう、地方の創意工夫を活かし、ハード・ソフト事業の両方に活用できるような交付金制度等の創設を要望します。

県所管部課：環境森林部 自然環境課
産業労働観光部 観光交流課

【38】放射性物質に汚染された廃棄物等の処分について

所管省庁：環境省 環境再生・資源循環局
厚生労働省 医薬・生活衛生局
農林水産省 生産局

国の責任において指定廃棄物を速やかに処分するとともに、指定廃棄物以外の放射性物質に汚染された廃棄物についても、処理先の確保等に関する具体的な支援、住民理解促進のための情報提供、知識の普及啓発を行うこと。
また、賠償が円滑に行われるよう東京電力ホールディングス(株)を指導すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 指定廃棄物については、国の責任において速やかに処分すること。
- 2 指定解除制度の運用に当たっては、指定廃棄物の処理責任は国にあることを基本に、地方公共団体の意見を踏まえ対応すること。
- 3 指定解除後の廃棄物も含め、8,000Bq/kg以下の廃棄物についても、処理先の確保等に関する具体的な支援を行うこと。
- 4 一時保管が長期化している農家等の負担軽減策を講ずること。
- 5 放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性に関する住民理解を促進するため、正確かつ分かりやすい情報提供や知識の普及啓発を行うこと。
- 6 地方公共団体及び民間事業者が行う廃棄物の収集・運搬、保管、処分及びモニタリングに係る必要な経費の賠償が円滑に行われるよう、東京電力ホールディングス(株)を指導すること。

【提案・要望の理由】

- 本県の指定廃棄物は福島県に次いで多く、県内約160箇所に一時保管されている状況であり、保管の長期化による農家・事業者の負担や、自然災害による飛散・流出のリスクを考えると、一日も早く安全に処理する必要があります。
- 指定廃棄物は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、国の責任で処理することとなっており、本県においては、市町村長会議の議論を経て、県内1箇所に処理施設を設置することとし、平成26(2014)年7月30日に、塩谷町寺島入の国有林が詳細調査候補地として選定されております。
- 指定廃棄物の処理は、地元の理解を得ながら進めて行くことが重要であるため、今後も国が責任をもって、処理の必要性や安全性などについて、丁寧に説明をしていく必要があります。
- 平成28(2016)年に国は、放射能濃度が減衰したことをもって、指定を解除する制度を創設したところですが、その運用に当たっては、地方公共団体の意見を踏まえながら、国が最後まで処理責任を持ち、市町村や排出事

業者に責任を押し付けることのないよう、対応していく必要があります。

- そこで、国においては、指定廃棄物や指定解除後の廃棄物を含め、放射性物質に汚染された廃棄物の適切かつ迅速な処理に向け早急に対応するよう要望するものです。
- 併せて、農家・事業者による指定廃棄物の一時保管が長期化する中、特に個人で保管する農家の負担軽減は優先的な課題であることから、昨年11月に国が提示した市町単位の暫定集約の実現に向け、市町の意向を十分確認しながら、地域の実情に配慮して丁寧に対応するよう要望します。
- また、原発事故に起因して廃棄物の保管・処分等に要した経費については、東京電力ホールディングス(株)に求償していますが、今もなお、一部未払いの経費があることから、これらの経費を賠償の対象とするほか、処理先が確保できず、やむを得ず保管を継続するために要する経費についても、引き続き支払いが円滑に行われるよう、指導を求めるものです。

{	県所管部課：環境森林部	廃棄物対策課
	保健福祉部	生活衛生課
	農政部	経営技術課
		畜産振興課

【39】 地域の実情を踏まえた除染対策の推進について

所管省庁：環 境 省 環境再生・資源循環局
農林水産省 生 産 局

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害から一刻も早く復旧・復興を成し遂げ、県民生活の安全・安心を確保するため、国の責任において地域の実情を踏まえた除染対策を推進すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 地域の実情に応じた除染対策を実施できるよう万全の措置を講じること。
- 2 除染に伴い生じた除去土壌等については、保管場所における自然災害からの被災防止対策や除去土壌の処分に係る制度化など、国の責任において安全な保管及び処分に係る措置を講じること。
- 3 農地の除染対策については、全ての農業者が負担なく、かつ効果的な除染を確実に実施できるよう、令和2(2020)年度以降も放射性物質吸収抑制対策事業(東日本大震災農業生産対策交付金)を継続すること。
- 4 除染等に要した経費については、国及び東京電力ホールディングス(株)の責任において万全の措置を早急に講じること。

【提案・要望の理由】

- 県内の除染については、平成28(2016)年度をもって除染実施計画の期間が終了したところですが、現在も県及び市町においては、線量の把握や除染に伴い生じた除去土壌及び除染廃棄物の保管場所の監視など課題が残されており、引き続き万全な財源措置が必要です。
- 除去土壌については、剪定枝や落葉などの除染廃棄物を含め地域の仮置場や敷地内において保管が続いていることから、地域住民の安全・安心の確保のため、地域の理解を得ながら現実的に処分が進められるよう、国の責任において、具体的方法を示すとともに、理解促進のための方策を講じることが必要不可欠です。
- さらに、大雨により保管場所から除去土壌及び除染廃棄物が流出するなどの事案が発生していることから、今後の自然災害から再び被災しないよう適切な防止対策が必要です。
- また、本県では、農地の除染について、県が定める「放射性物質に関する農業技術対策指針」や「牧草地除染マニュアル」に基づき、土壌の深耕や反転耕の実施、放射性物質吸収抑制効果のある加里質肥料の施用等を推進しています。
- しかしながら、現在でも農作物等から放射性セシウムが検出されており、放射性物質を吸収しやすい水稻や大豆等の作物については、放射性物

質の吸収抑制対策への継続した支援が必要です。

- 一方、補助対象とならない除染に係る経費については、事故の一義的責任を負う東京電力ホールディングス(株)に対し損害賠償を請求していますが、同社の賠償基準は十分なものとは言えず、その一部は支払いに結びついておりません。
- そこで、除染対策を推進し、残された課題に取り組むため、国による迅速かつ責任ある対応を要望するものです。

{	県所管部課：環境森林部	廃棄物対策課
	農政部	経営技術課
		畜産振興課

【40】 原木しいたけ等の復興への支援について

所管省庁：農林水産省 林 野 庁

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により、出荷が制限されている原木しいたけ等の復興に不可欠となる、安全な原木調達に資するための支援策を拡充すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 原木しいたけ等の復興には安全な原木調達が不可欠であるが、全国的に原木不足が深刻化しているため、国における原木需給調整機能を強化するとともに、県内産しいたけ原木の利用拡大に向けた支援を行うこと。

【提案・要望の理由】

- 本県では、国の支援や生産者の努力により原木しいたけの出荷制限一部解除が広がりつつあるところではありますが、さらに出荷制限解除を進めていくためには、安全な原木を安定的に確保していくことが不可欠となっています。
- このため、国においては、「特用林産施設体制整備復興事業」を令和2(2020)年度まで5年間延長し、しいたけ原木等の生産資材の支援を行っているところです。
- これらを受けて、県では、国のマッチング制度を活用した県外原木の確保に努めるとともに、県内産原木の利用拡大に向けた取組を進めています。
- しかしながら、全国的に原木不足が深刻化していることから、安定的に原木が入手できるよう、供給量の拡大に向け国が積極的に関与するなど需給調整機能を強化することを要望します。
- また、県内産原木の利用拡大をさらに進めるためには、放射能汚染の影響が続いているしいたけ原木林の伐採更新が必要となることからその支援策を要望します。

〔県所管部課：環境森林部 林業木材産業課〕

【41】農産物及び加工食品に関する輸出環境の整備について

所管省庁：農林水産省 大臣官房国際部
消費・安全局
食料産業局
厚生労働省 医薬・生活衛生局

農産物及び加工食品の輸入規制並びに日本産農産物の検疫条件が未設定の品目等がある国・地域に対し、規制の早期解除、迅速な政府間交渉等を行い、輸出環境を整備すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 農産物及び加工食品の輸入規制を行っている諸外国に対し、国において輸入規制の早期解除の交渉を行うとともに、農産物等の安全性に関する的確な情報を発信するなど、風評被害の払拭に向けて積極的に取り組むこと。
- 2 日本産農産物の検疫について、条件が未設定の品目や、既に検疫条件が設定されているものの厳しい条件が課されている品目がある諸外国に対し、条件の設定や緩和に向け、迅速に政府間交渉を行うこと。
- 3 本県では、新たな食肉センターの開場を令和2(2020)年4月に予定しており、当該施設から早期の牛肉輸出が可能となるよう、各国の輸出認定取得に向けた指導を引き続き行うこと。

【提案・要望の理由】

- 平成23(2011)年3月の福島第一原子力発電所の事故により、本県産農産物や加工食品に対し、輸出先となっていた多くの国で輸入規制措置が取られ、輸出が停止しました。
- 現在までに、一部の国では規制措置の解除や緩和がなされたものの、本県産農産物や加工食品の主要輸出先であった中国、台湾などでは、一部又は全ての食品の輸入停止措置が続いており、輸出拡大を図る上で大きな課題となっていることから、輸入規制の早期解除の交渉を行うとともに、安全性に関する的確かつ積極的な情報発信による風評被害の早急な払拭が必要とされています。
- また、日本産農産物の検疫について、検疫条件が未設定の品目や、既に設定されているものの厳しい条件が課されている品目がある国・地域では、当該品目の輸出に係る障壁となっています。
- このような中、国では、農林水産物・食品の輸出額を令和元(2019)年までに1兆円にすることを目標とし、「農林水産物の輸出力強化戦略」に基づき、輸出促進の取組の強化を図ることとしました。
- このため、福島第一原子力発電所事故の後、安全性が確認された日本産農産物や加工食品については、国において輸入規制の早期解除に取り組むとともに、日本産農産物の検疫条件が未設定の品目や厳しい条件が課されている品目がある国・地域に対し、条件の設定や緩和に向け迅速な政府間

交渉を行うなど、輸出環境を整備することを要望します。

- さらに、本県では、輸出が可能な衛生基準を備えた新食肉センターの開場を令和2(2020)年4月に予定しており、当該施設から早期の牛肉輸出が可能となるよう、各国の輸出認定の取得に向け、認定申請者に対する継続的な指導を要望します。

〔 県所管部課：保健福祉部 生活衛生課
産業労働観光部 国際課
農政 部 経済流通課
畜産振興課 〕

【42】 地方創生及び地方分権改革の推進について

所管省庁：内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部
内閣府 地方分権改革推進室
総務省 自治行政局
自治財政局
自治税務局

人口減少克服・地方創生に向け、地方が自主性・独自性を発揮して取り組むために必要な財源の更なる確保に努めるとともに、国においても、地方の現状や課題等を踏まえた新たな総合戦略を策定し、積極的な施策展開を図ること。

また、地方創生の基盤となる地方分権改革を、地方と十分協議しながら、強力に推進すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 地方創生の実現に向け、地方が地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限に発揮して取り組むため、まち・ひと・しごと創生事業費及び地方創生関連交付金等の必要な財源の更なる拡充や要件の緩和に努めること。
- 2 国と地方が中長期的な展望のもと、地方創生の取組を継続するため、国においても、地方の現状や課題等を踏まえた新たな総合戦略を策定すること。
- 3 人口減少の背景にある構造的課題を解決するために、国においても積極的な施策展開を図ること。
- 4 地方創生の取組を加速化するため、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図れるよう、地方への権限と財源の移譲等、地方分権改革をより一層推進すること。
- 5 「提案募集方式」においては、地方分権改革に対する地方自治体の更なる意欲を喚起し、地方創生の実現に向け、地域の課題解決のための取組が一層進むよう、地方からの提案を真摯に検討し、最大限の実現を図ること。

【提案・要望の理由】

- 人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、本県版総合戦略である「とちぎ創生15戦略」に基づき、人口減少克服・地方創生に積極的に取り組んでいます。
- 今後、地方創生の流れをさらに力強いものとしていくためには、地方が地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限に発揮できるよう、まち・ひと・しごと創生事業費及び地方創生関連交付金等の更なる拡充や要件緩和が必要です。
- また、国と地方が中長期的な展望のもと、地方創生の取組を継続していくため、国においても、地方の現状や課題等を踏まえた新たな総合戦略を策定する必要があります。
- さらに、人口減少の背景にある構造的課題を解決するために国が果たす

べき役割は大きく、抜本的な少子化対策や地域経済の再生、地方への移住定住政策など、国自らがなすべき施策を大胆に実行していくことが不可欠です。

- 地方分権改革は、地方創生の基盤となるものであり、地方の自主的・自立的な自治体運営を確立するためには、事務・権限の移譲とともに、国から地方への税源移譲を進め、地方税財源の充実強化を図る必要があるなど、地方分権改革を、国を挙げて一層強力に推進することが不可欠です。
- また、導入から6年目を迎えた「提案募集方式」は、国が主導するのではなく、地方の発意により地方分権改革を推進する手法であり、地方創生の実現に向け、地域の課題解決のための取組を一層進めるには、支障事例等が具体的に示されたものを対象とするだけでなく、制度導入の趣旨を踏まえ、住民に身近な行政は地方自治体にできる限り委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視するなど、地方からの提案を真摯に検討し、最大限実現する必要があります。

{	県所管部課：総合政策部	総合政策課
		市町村課
		地域振興課
	経営管理部	財政課
		行政改革推進室

【43】 地方税財源の充実・強化について

所管省庁：総務省 自治財政局
自治税務局

令和 2 (2020) 年度地方財政計画の策定に当たっては、必要な地方一般財源総額を確保すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 令和 2 (2020) 年度地方財政計画の策定に当たっては、超高齢社会への対応や地方創生の推進に係る地方の必要不可欠な財政需要を的確に計上するとともに、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行い、今後とも、予見可能性を持ちながら、計画的な財政運営を行うことができるよう、必要な地方一般財源総額を確保すること。
- 2 特に、更なる高齢化に伴い医療・福祉関係経費が増加し続ける中において、社会保障制度の持続可能性を確保するとともに、少子化に対処するための子ども・子育て支援の充実に着実に取り組めるよう、十分な財源を確保すること。
- 3 ゴルフ場利用税については、平成 31 (2019) 年度与党税制改正大綱において、今後長期的に検討するとされたが、その税収の 3 割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源であるとともに、7 割は交付金として所在市町村に交付され、当該市町村の特有の行政需要に対応していること、特に財源に乏しい中山間地域では貴重な財源となっていることから、引き続き現行制度を堅持すること。
また、人口減少等の厳しい状況に置かれている財政力の弱い市町村には、未耐震庁舎の建替推進を図る市町村役場機能緊急保全事業の財政支援等の拡充や公的資金補償金免除繰上償還の再実施等を含め、十分配慮すること。

【提案・要望の理由】

- 本県では、これまで人員削減などの行財政改革を積極的に推進するとともに、平成 28 (2016) 年度から「とちぎ行革プラン 2016」に基づき財政健全化に継続的に取り組んでいるところですが、医療・福祉関係経費等の増加などにより、今後も財源不足が見込まれています。
- また、本県の市町村においても、不断の行財政改革に取り組んでいるものの、医療・福祉関係経費等の増大などにより一般財源は常に逼迫し、身近な住民サービスを安定して提供し続けるための財源を確保することが困難な状況となっています。
- このような中、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論がありますが、地方は国と異なり、災害や将来の税収の変動等に備えて、自らが基金の積立て等により財政運営の年度間調整をせざるを得ないのであり、地方が安定的な財政運営を行うためには、地方交付税を含め、必要な地方一般

財源総額を確保することが不可欠です。

〔 県所管部課：総合政策部 市 町 村 課
 経営管理部 財 政 課
 税 務 課 〕

【44】 地方税制度の見直しについて

所管省庁：総務省 自治財政局
自治税務局

偏在性の小さい安定的な税体系を構築できるよう、引き続き、地方税制度の見直しを行うこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の創設による地方法人課税における新たな偏在是正措置により生じる財源については、その全額を地方のために活用するとされたところであり、実効性を担保するため、その全額を地方財政計画に歳出として確実に計上すること。
- 2 また、太陽光発電事業への法人二税等の課税について、電気供給業に係る分割基準が従業員数や事務所数によらず、発電用固定資産の価格等により按分される趣旨に鑑み、従業員が常駐しない太陽光発電施設についても、当該施設の所有法人を、その施設が所在する都道府県の課税対象に含めること。
- 3 地方消費税率の引上げにより、不交付団体と交付団体間の財政力格差が拡大することを踏まえ、偏在性の小さい安定的な税体系を構築できるよう、引き続き、地方税制度の見直しを行うこと。

【提案・要望の理由】

- 令和元(2019)年10月に予定されている消費税・地方消費税率10%段階に併せ施行される特別法人事業税の税収の全額を、令和2(2020)年度から特別法人事業譲与税として人口を基準に各都道府県に譲与するにあたり、地方交付税不交付団体に譲与制限の仕組みを設けることとされました。
今後は、この偏在是正措置により生じる財源について、その全額を地方財政計画に歳出として新たに計上することにより、地方税財政制度全体として、より実効性ある偏在是正措置とする必要があります。
- また、太陽光発電事業への法人二税等の課税については、電力自由化に伴い、多くの企業が電気供給業に参入する中、無人の発電設備の普及が進みましたが、現行制度では県内に発電設備を有する多くの法人について、その発電設備が無人であるために課税を行うことができず、結果として本店機能が集中する大都市圏に税収が偏在することとなっています。そのため、発電用固定資産のみが設置されている場合においても課税対象とするよう、制度の見直しを要望するものです。
- さらに、令和元(2019)年10月に税率引上げが予定されている消費税・地方消費税については、地域間の税収の偏在性が比較的小さい税ではあるも

【45】 国会等移転の促進等について

所管省庁：国土交通省 国土政策局
内閣府 大臣官房
国会等移転審議会事務局

東日本大震災を踏まえ、国会等移転の早期実現に向けて、国会において具体的な議論が進展するよう働きかけるとともに、国民の合意形成に向けた取組を強化すること。

また、国会等移転のワンステップとして、外国要人の迎賓をはじめ多様な機能を持った「キャンプ那須(仮称)」の整備について検討すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 東日本大震災を機に、国家中枢機能の災害対応力の強化をはじめ、東京一極集中の是正の必要性が再認識されているため、国会において国会等移転の早期実現に向けた具体的な議論が進められるよう、強く働きかけるとともに、国会等移転の意義・必要性について国民に具体的に説明するなど、その合意形成に向けた取組を強化すること。
- 2 国会等移転のワンステップとして、次のような多様な機能を持った「キャンプ那須(仮称)」の整備について検討すること。
 - ・外国からの要人を迎え、政府首脳と会談を行う迎賓施設
 - ・首相をはじめ政府首脳が静養も行える施設
 - ・大規模地震等に備える危機管理機能を有する施設

【提案・要望の理由】

- 国会における議論の場となっていた「国会等の移転に関する政党間両院協議会」は、平成17(2005)年10月を最後に開催されていません。
- 平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害を引き起こしました。仮に同規模の震災が東京で発生した場合、国の中枢機能が停止状態に陥ることが危惧されます。
- 中央防災会議において、広範な観点から首都直下地震対策が検討され、国家中枢機能の災害対応力の強化をはじめ、東京への一極集中の是正、国政全般の改革といった国会等移転の意義・必要性は、一層高まったものといえます。
- また、「国土形成計画(全国計画)」においても、東京一極集中の是正や国土の災害対応力の強化等に寄与する重要な課題として、記されています。
- こうしたことから、本来の国会等移転の早期実現に向けて具体的な議論が進展するよう、強く働きかける必要があります。その際、国会等移転審議会において、「栃木・福島地域」が候補地として最高評価を得ているこれまでの議論を尊重するとともに、国民に対し移転の意義・必要性を具体的に説明し、その関心を高め、合意形成を図ることが重要です。

- また、我が国にも、アメリカの「キャンプ・デービッド」のような、自然豊かで平穏な環境の中、外国からの要人と政府首脳がくつろいで会談できる場や首相の静養の場が必要です。
- さらに、大規模な自然災害やテロ等に対する国の対応力強化の観点から、東京とは別の場所に危機管理機能を有する施設を整備しておくことは、喫緊の重要な課題となっています。
- このため、国会等移転のワンステップとして、「自然環境に恵まれ、公有地が確保しやすく、東京にも近い」といった多くの長所を有する那須地域に、「キャンプ・デービッド」のような多様な機能を持った「キャンプ那須(仮称)」を整備することが必要と考えます。

〔県所管部課：総合政策部 総合政策課〕